児童福祉専門
分科会資料

熊本市子ども輝き未来プラン2020

（素案）

熊　本　市

目次

第１章　計画の策定にあたって 1

１．策定の背景 1

２．法的根拠・計画の位置づけ 4

３．他の計画との関係 5

４．計画の対象 5

５．計画の期間 6

６．策定体制・推進体制 6

第２章　子どもを取り巻く環境の変化 7

１．子どもをめぐる現状 7

（１）人口及び世帯構成の変化 7

（２）人口減少の背景 9

（３）未婚化・晩婚化の進行 10

（４）女性の就労状況 11

（５）児童虐待について 12

（６）被保護世帯数等の推移 15

２．子ども・子育て支援に係る成果指標の状況と
ニーズ調査結果からみた課題 16

（１）子ども・子育て支援に係る成果指標の状況 16

（２）地域の子育て環境や支援に対する満足度 19

（３）就労状況等の平成２５年との比較 20

（４）子ども輝き未来プラン２０１５の検証及び対応 23

（５）喫緊の課題への対応 24

（６）熊本市第７次総合計画等との整合 24

（７）計画策定に向けて（まとめ） 24

第３章　計画の基本的な考え方 26

１．基本理念 26

２．基本目標 27

第４章　施策体系・成果指標・基本目標.....28
１．施策体系 28
２．成果指標 29
３．基本目標 31

基本目標Ⅰ　すべての子どもの健やかな成長を支える支援 31
基本方針１　社会を生き抜く力を育む教育環境の整備や相談体制の充実 33
施策１　主体的に考え行動する力を育む学校教育等の推進 33
施策２　子どもに関する相談・支援体制の充実 36
施策３　有害環境対策の推進 40

基本方針２　子どもの心身の健やかな成長を育む支援 41
施策１　子どもの健康づくりの推進 41
施策２　学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進 44
施策３　子ども・青少年の健全育成 46

基本方針３　子どもの権利擁護と援助を必要とする子どもへの支援...48
施策１　子どもの権利の啓発及び児童虐待防止 48
施策２　子どもの貧困対策の推進 52
施策３　外国人等の子どもへの支援及び配慮 54

基本目標Ⅱ　安心して子どもを産み育てられる環境づくり 55
基本方針１　妊娠・出産・子育てしやすい環境づくり.....56
施策１　妊娠・出産などに関する母子保健対策の適切な実施 56
施策２　適切な医療体制の確保 59

基本方針２　子育てサービスの充実.....61
施策１　保育サービス及び幼児教育の充実 61
施策２　放課後児童対策の充実 62

基本方針３　経済的な支援の充実 64
施策１　妊娠・子育てにおける経済的な負担軽減 64
施策２　ひとり親に対する自立支援の促進 66
施策３　子育てを支援する住まいづくり 69

基本目標Ⅲ　子育てしやすい地域社会の構築 70
基本方針１　ワーク・ライフ・バランスの推進.....71
施策１　仕事と子育ての両立支援 71
施策２　女性の職業生活における活躍の推進 73

基本方針２　地域全体で子どもを育む環境づくり 74
施策１　地域における子育て支援サービスの充実 74
施策２　地域団体との連携強化 78

基本方針３　安全・安心の環境づくり 80
施策１　子どもの安全対策.....80
施策２　子どもの視点での活動の場づくり 82

第１章　計画の策定にあたって

１．策定の背景

（１）家庭・地域・社会の状況

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化等により、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化するとともに子育ての困難さが増大しており、子育てや子どもの成長を社会全体で支えていくことがますます必要となっています。

さらに、児童虐待に加え、グローバル化や情報化の進展等、子どもたちを取り巻く環境の変化に伴い、いじめや不登校の増加、少年非行・犯罪の深刻化など様々な問題が生じています。

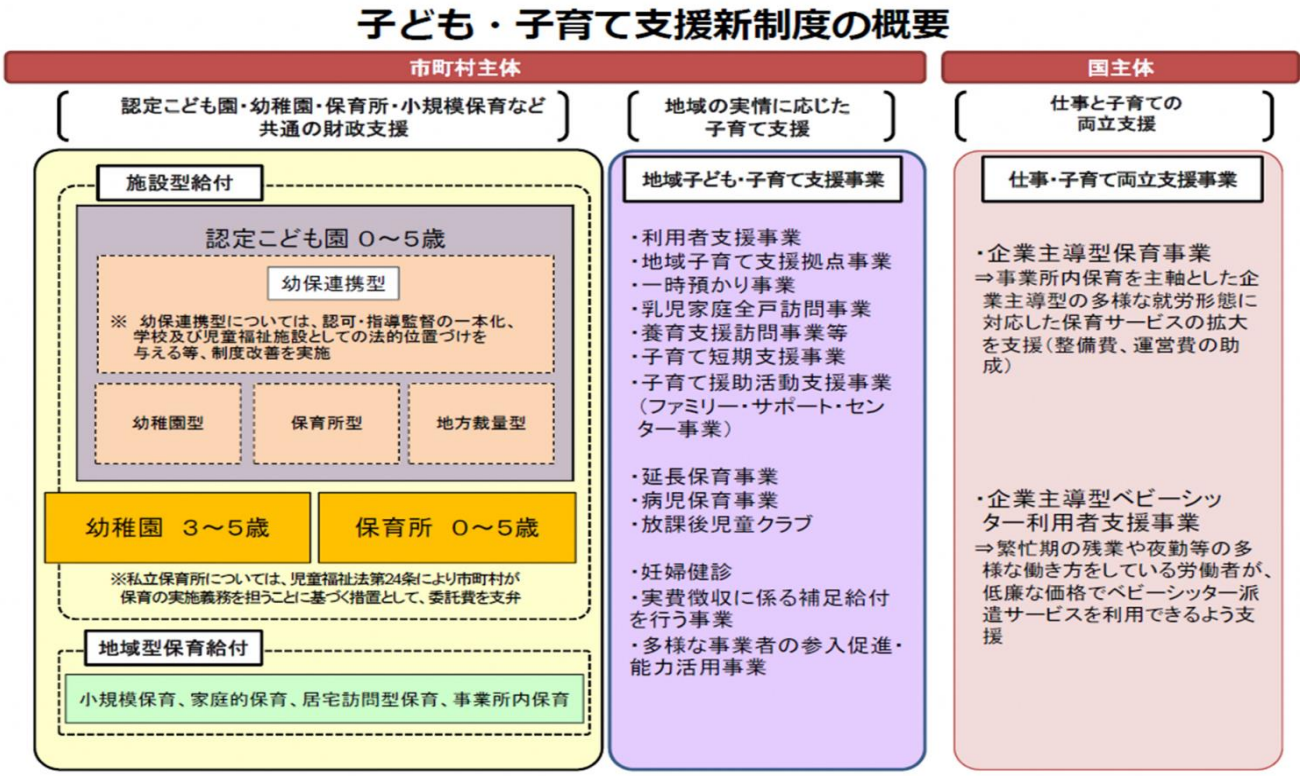
（２）国における取組

国においては、これまで、家族や地域の子育て力の低下に対応して、全ての人が、子どもを安心して産み育てることができ、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを行うため、平成１５年（２００３年）に「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。その後、更なる環境づくりの推進や一般事業主行動計画の策定等を内容とする一部改正が行われ、２０２４年度まで１０年間延長されたところです。

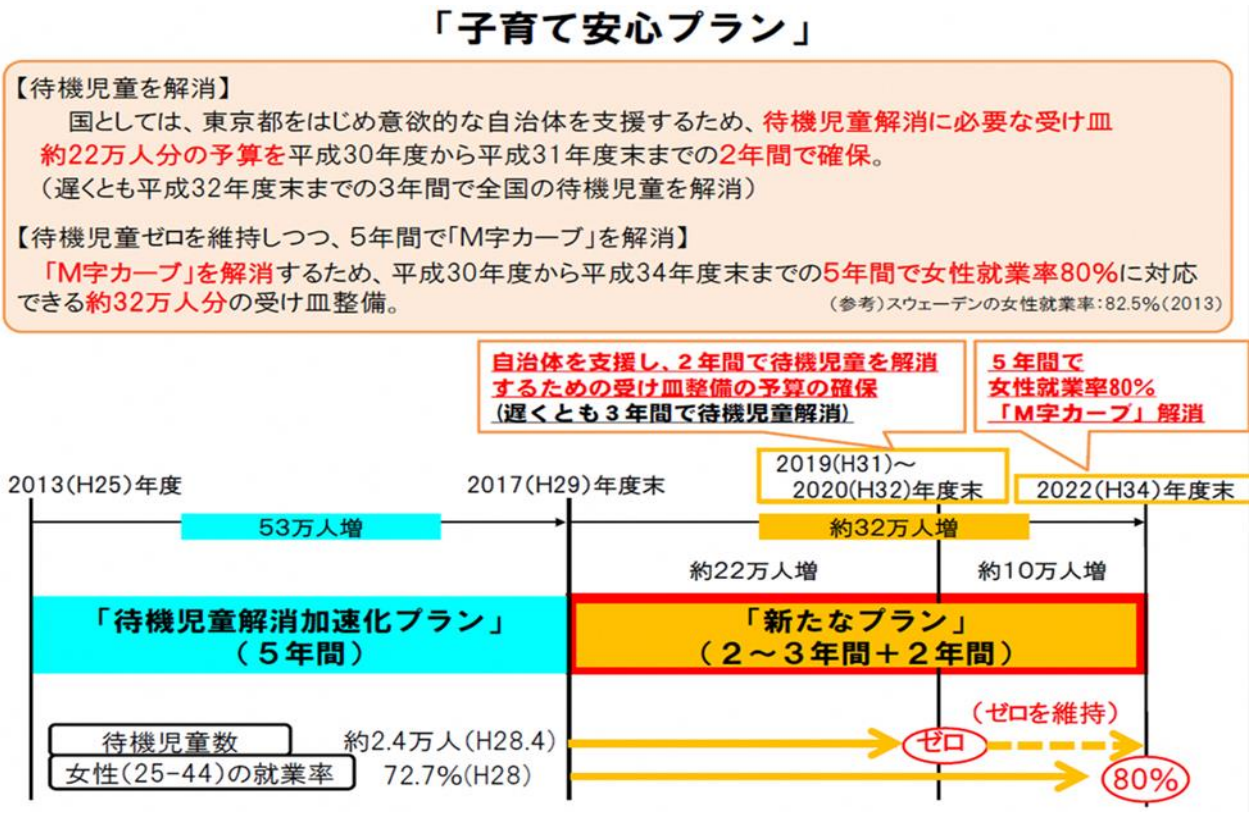
また、平成２９年（２０１７年）には、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行し、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童相談所の体制の強化及び里親委託の推進が図られました。

一方、少子化対策については、平成２７年（２０１５年）に、「子ども・子育て新制度」が施行され、必要とするすべての家庭が利用できる支援を目指す「支援の量」の拡充や、幼稚園や保育所、認定こども園 などの職員配置の改善をはじめとする「支援の質の向上」が推進されました。さらに、平成２９年（２０１７年）には、女性の就業率の上昇や、保育の利用希望の増加が見込まれることから、「子育て安心プラン」が公表され、保育の受け皿の確保が進められました。

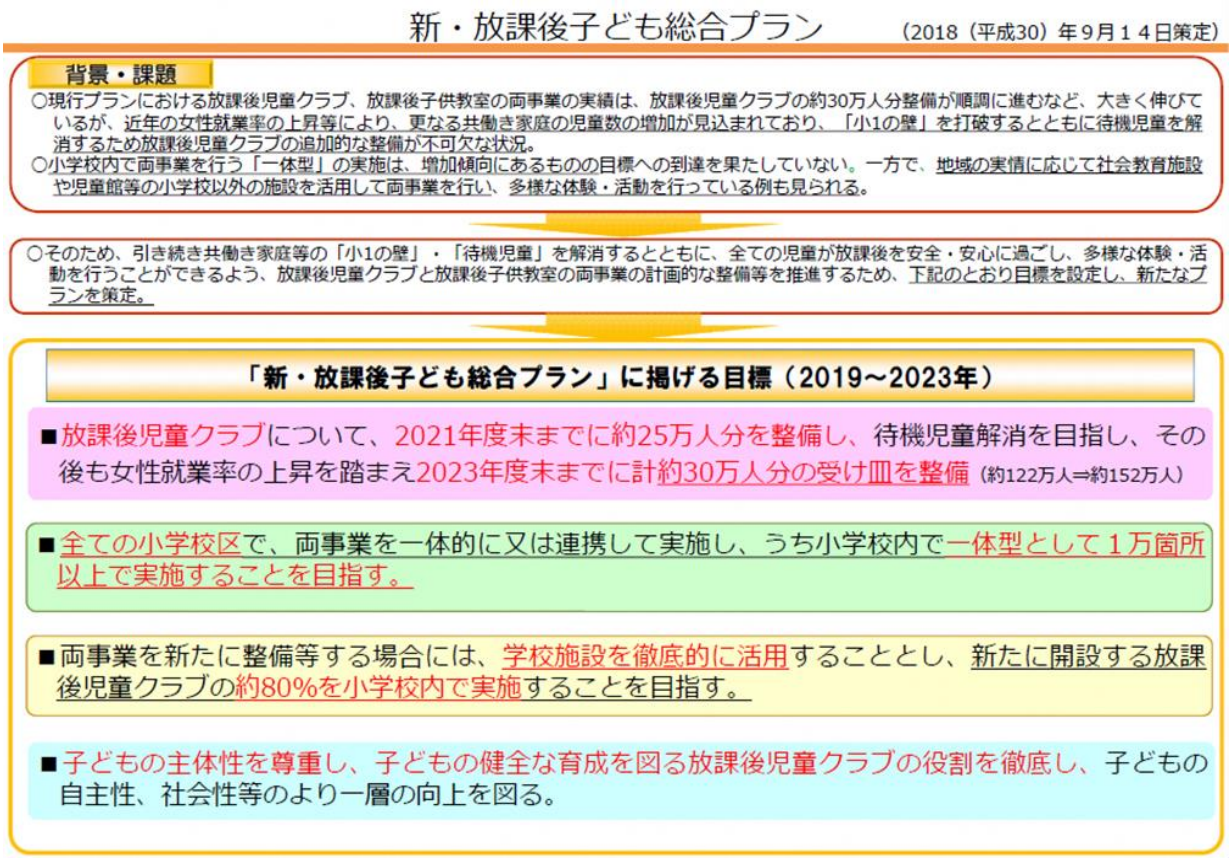
さらに、平成３０年（２０１８年）には、共働き家庭が直面する「小１の壁」を打破するため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消等を目的に「新・放課後子ども総合プラン」が策定されるとともに、令和元年（２０１９年）１０月からは、少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担軽減を行うため、「幼児教育・保育の無償化」が開始されたところです。



出典：内閣府「子ども・子育て支援新制度」



出典：厚生労働省「子育て安心プラン」



出典：厚生労働省 文部科学省「新・放課後子ども総合プラン」

(3) 熊本市における取組

本市においては、平成２２年に、熊本市総合計画の個別計画として「子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進」に向けて必要な施策を取りまとめた行動計画として、次世代育成支援後期行動計画「ひびけ！子ども未来プラン」を策定しました。

また、同年、児童虐待の予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立支援に至るまで一貫した体制を整えるため、熊本市児童相談所を開設するとともに、平成２４年には、児童相談所、一時保護所、教育相談室及び障がい者福祉相談所を備える子どもセンターを開設し、隣接する熊本市総合保健福祉センターと連携を取りながら、「子ども」に関する総合的専門的な相談支援の拠点として、子育てに関する悩みの解消や負担感の軽減等を図ってきました。

平成２７年３月には、子ども・子育て支援事業計画と一体的に定めた「熊本市子ども輝き未来プラン２０１５」を策定し、基本方針に①安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援、②子どもの健やかな成長と人間性の育成・自立支援、③子どもが育つ安心の環境づくり、④「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない少子化対策の推進を掲げるとともに、平成２８年３月に策定された「熊本市第７次総合計画」では、重点的取組である「安心して暮らせるまちづくり」において、だれもが安心して子育てできる環境の整備に取り組む中で、保育所入所待機児童ゼロ等を推進しており、平成２８年度から平成３０年度まで、３年連続で待機児童ゼロを達成したところです。

２．法的根拠・計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく計画として策定します。なお、策定にあたっては、子ども・子育て支援法第６１条に基づく、幼児期の学校教育や保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備を含む子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定します。

３．他の計画との関係

この計画は、子ども・子育てに関する上位計画である「熊本市第７次総合計画」や「第４次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」との整合を図るとともに、以下の計画等と連携し、施策の展開を行います。

また、本市は、令和元年度に「ＳＤＧｓ未来都市」に選定されました。本計画に掲げている子どもの貧困対策は、未来を担う人づくりとしてSDGsのゴール４、地域団体との連携は、ゴール１７とも軌を一にしており、これらの取組をとおして、SDGsの達成を目指します。



・熊本市障がい者生活プラン
・第５期熊本市障がい福祉計画（第１期熊本市障がい児福祉計画）
・第３次熊本市食の安全安心・食育推進計画
・第３次熊本市歯科保健基本計画
・くまもと医療都市２０１２グランドデザイン
・第２次熊本市男女共同参画基本計画
・第２次熊本市人権教育・啓発基本計画
・第１０次熊本市交通安全計画
・熊本市自殺総合対策計画
・熊本市教育振興基本計画（教育大綱）
・熊本市子どもの未来応援アクションプラン（熊本市子どもの貧困対策計画）

４．計画の対象

概ね１８歳未満の全ての子どもと、子どもを取り巻く家庭や地域社会等様々な主体を対象とします。

５．計画の期間

この計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。



６．策定体制・推進体制

学識経験者、幼児教育・保育に従事する者の代表、保護者の代表、労働者の代表等の１０名からなる「熊本市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」の調査・審議を踏まえ策定しました。

計画策定後も、計画の進行管理及び検証については引き続きこの分科会で実施します。

第2章　子どもを取り巻く環境の変化

１．子どもをめぐる現状

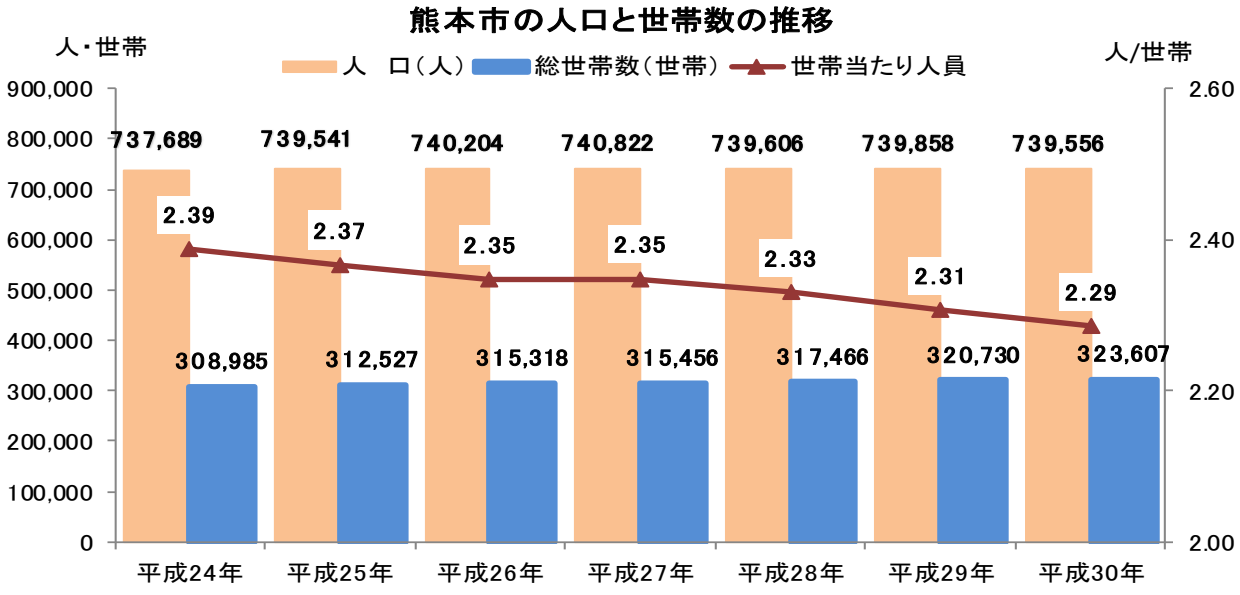
（１）人口及び世帯構成の変化

本市の総人口は、平成２７年の７４０，８２２人をピークに、熊本地震のあった平成２８年に１，２１６人減少し、その後は平成３０年まで７３９，０００人台で推移しています。総世帯数をみると、平成２４年の３０８，９８５世帯から徐々に増加し、平成３０年には３２３，６０７世帯となり、１４，６２２世帯増加しています。このため世帯当たりの人員は、平成２４年の２．３９人から減少傾向が続き、平成３０年には２．２９となっています。

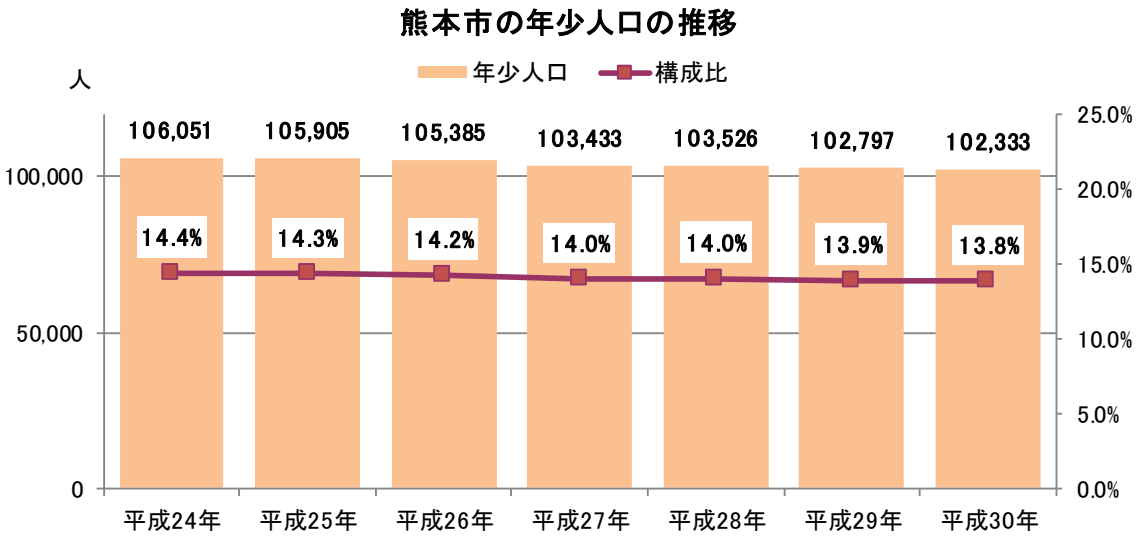
年少人口（０～１４歳）は、平成２４年の１０６，０５１人から平成３０年は１０２，３３３人となり、３，７１８人減少。総人口に対する年少人口の構成比は、平成２４年の１４．４％から平成３０年は１３．８％となり、０．６ポイント減少しており、少子化傾向が続いています。

また、一般世帯数は増加傾向にあります。平成２年と平成２７年を比較すると２０９，０７６世帯から３１４，７４０世帯となり、１０５，６６４世帯増加しました。一般世帯数の中での構成比をみると、親族世帯の割合が減少し、単独世帯の割合が増加しているほか、夫婦と子どもの世帯の割合が減少し、男親と子ども世帯と女親と子どもの世帯では実数と割合がいずれもが増加しています。少子化の要因のひとつと考えられる離婚率の上昇が単身の親と子ども世帯の増加という形で現れてきています。

６歳未満の子どもがいる一般世帯については、平成２年から平成２７年の２５年間で、その数は増加しましたが、一般世帯全体に占める割合は減少しています。



出典：国勢調査及び推計人口



出典：国勢調査及び推計人口

世帯構成の推移

	一般世帯	親族世帯							非親族世帯	単独世帯
		親族世帯計	核家族世帯					その他の親族世帯		
			核家族計	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども			
平成2年	209,076	147,438	123,915	32,577	75,313	1,892	14,133	23,523	382	61,256
	%	70.5%	59.3%	15.6%	36.0%	0.9%	6.8%	11.3%	0.2%	29.3%
平成7年	245,541	166,132	138,969	39,933	80,016	2,317	16,703	27,163	803	78,606
	%	67.7%	56.6%	16.3%	32.6%	0.9%	6.8%	11.1%	0.3%	32.0%
平成12年	259,830	172,324	146,684	44,353	80,343	2,524	19,464	25,640	1,243	86,263
	%	66.3%	56.5%	17.1%	30.9%	1.0%	7.5%	9.9%	0.5%	33.2%
平成17年	268,988	176,201	150,978	47,178	79,137	2,844	21,819	25,223	1,650	91,137
	%	65.5%	56.1%	17.5%	29.4%	1.1%	8.1%	9.4%	0.6%	33.9%
平成22年	301,718	193,321	166,164	53,616	83,697	3,352	25,499	27,157	3,077	105,252
	%	64.1%	55.1%	17.8%	27.7%	1.1%	8.5%	9.0%	1.0%	34.9%
平成27年	314,740	195,906	172,838	58,434	84,248	3,511	26,645	23,068	3,007	115,557
	%	62.2%	54.9%	18.6%	26.8%	1.1%	8.5%	7.3%	1.0%	36.7%

6歳未満・18歳未満の親族（子ども）のいる一般世帯の推移

単位：世帯、構成比は%

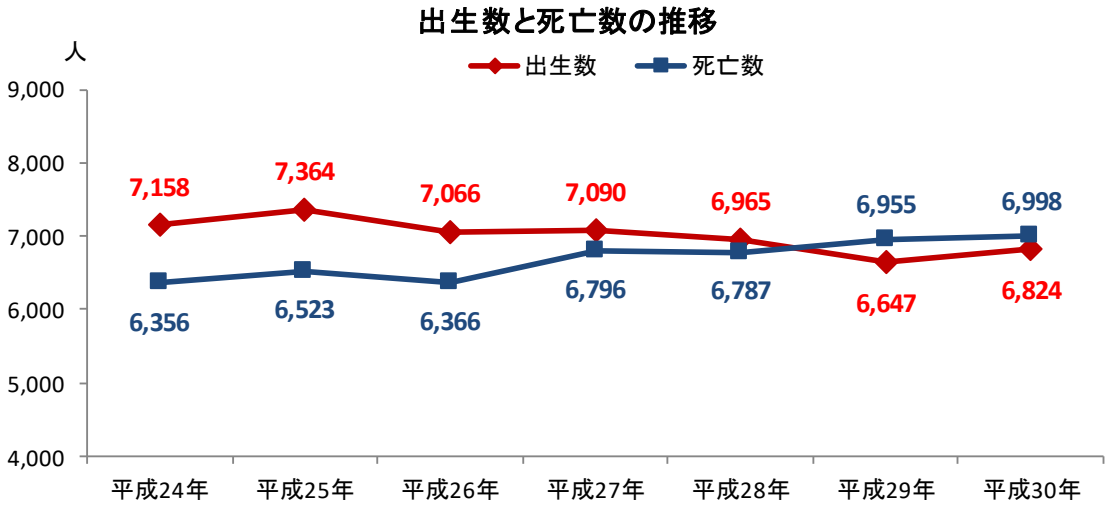
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯①	209,076	245,541	259,830	268,988	301,718	314,740
6歳未満の親族（子ども）のいる一般世帯②	29,814	30,060	30,180	29,584	30,763	30,454
構成比　②/①	14.3%	12.2%	11.6%	11.0%	10.2%	9.7%
18歳未満の親族（子ども）のいる一般世帯③	75,842	76,201	73,252	70,465	74,002	72,263
構成比　③①	36.3%	31.0%	28.2%	26.2%	24.5%	23.0%

出典：国勢調査

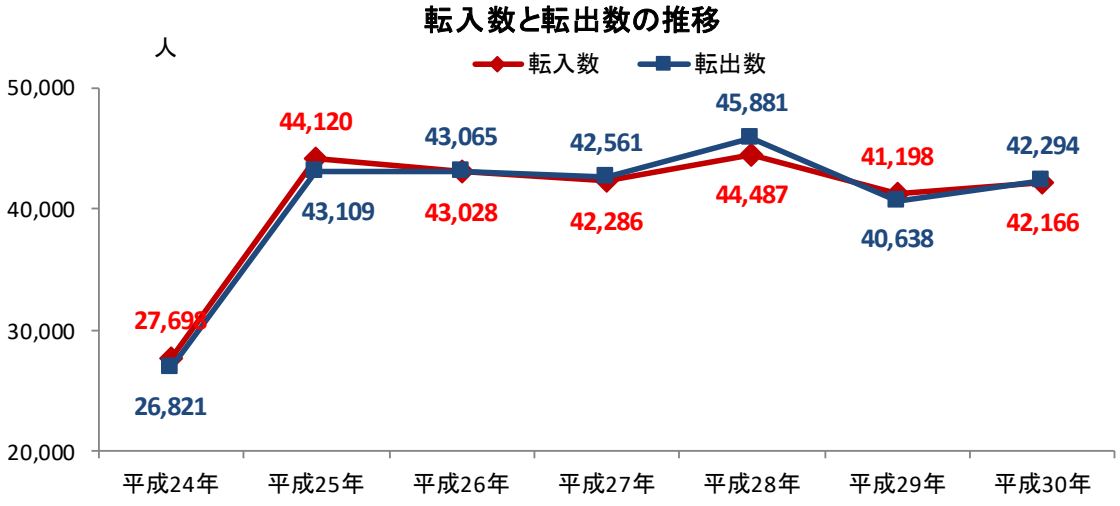
(2) 人口減少の背景

本市の総人口は、平成２７年をピークに、熊本地震のあった平成２８年に減少し、その後は平成３０年まで７３９，０００人台で推移しています。その内訳となる出生と死亡による自然の増減をみると、平成２８年までは出生数が死亡数を上回っていましたが、平成２９年以降は死亡数が出生数を上回り、総人口は自然減の状況となっています。また、出生数は平成３０年にやや持ち直しているものの減少傾向を示しており、死亡数は増加傾向を示しています。

社会的な人口の増減をみると、熊本地震のあった平成２８年に転出数が転入数を１，３９４人と大きく上回りましたが、平成２９年には転入数が５６０人上回り、逆に平成３０年には転出数が１２８人上回っています。



出典：熊本県推計人口調査年報

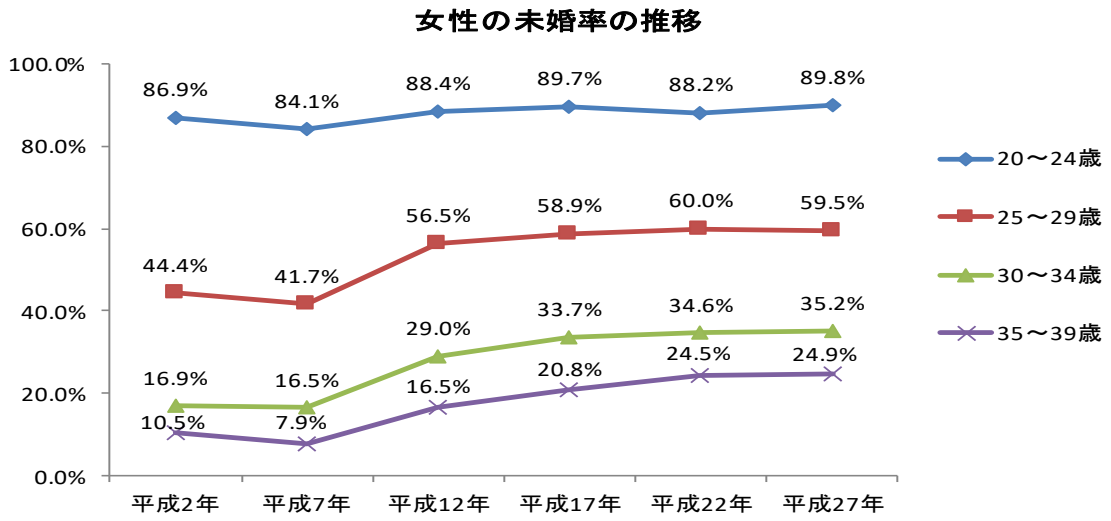


出典：熊本県推計人口調査年報

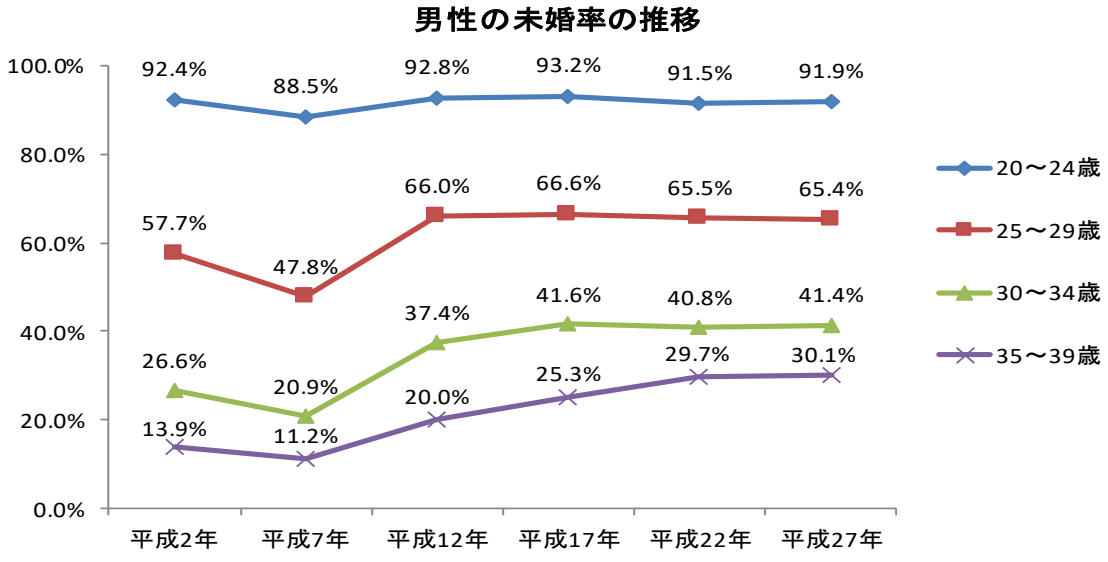
(3) 未婚化・晩婚化の進行

本市では、子どもを産み育てる若い世代の未婚率が、女性、男性ともに、平成１７年以降高止まり傾向にあります。また、女性よりも男性の未婚率が、どの年齢階層においても高くなっています。

女性についてみてみると、平成２年の３５～３９歳の未婚率が１０．５％であったものが、平成２７年には２４．９％となっています。同じ年齢階層で男性についてみてみると、平成２年では１３．９％であったものが、平成２７年には３０．１％に増加しています。特に男性の未婚率が高止まり状態にある背景には、就職時期にバブル崩壊に遭遇した団塊ジュニア世代（氷河期世代）で有期雇用労働者の割合が高いことに起因すると考えられます。このことは、「結婚しようとした時の不安」で、最も多い回答が「結婚後の安定した生活費の確保」（平成２７年熊本市結婚・出産・子育てに関する意識調査）にも関係し、今後、有期雇用労働者の正規化や待遇改善が求められています。



出典：国勢調査



出典：国勢調査

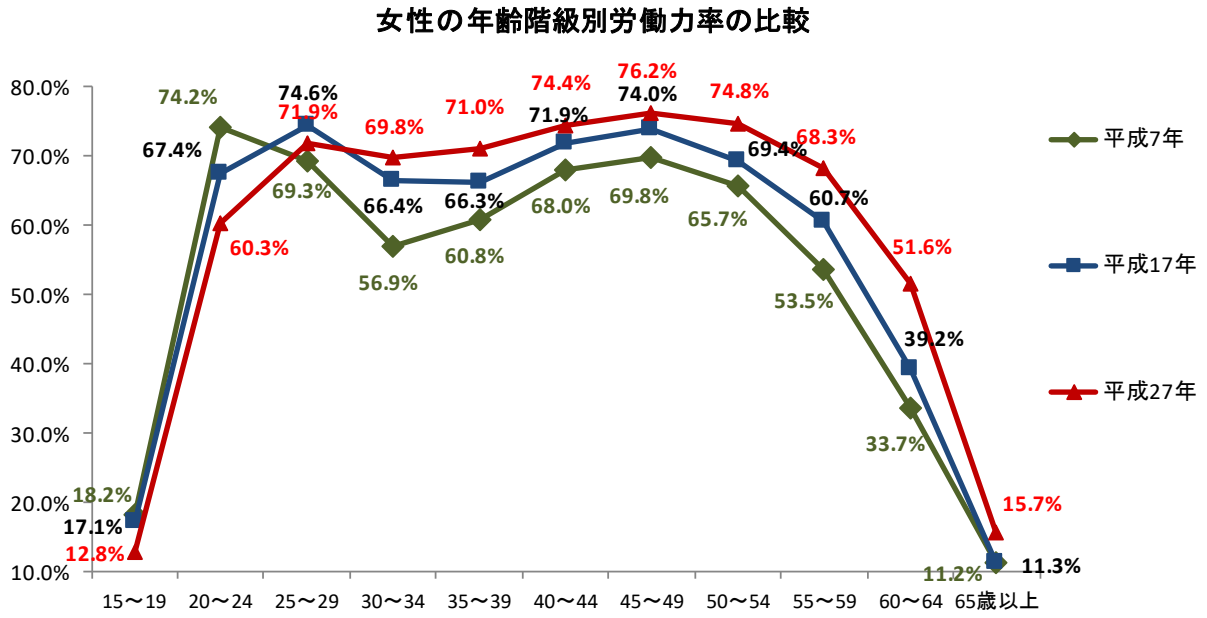
（4）女性の就労状況

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。また、経済状況や企業経営を取り巻く環境をみると、生産年齢人口の減少による構造的な人手不足が大きな課題となっている中、共働き家庭が増加し続けているとともに、若年者や女性の雇用をめぐる環境をみると有期雇用の割合が依然として高い水準で推移しています。

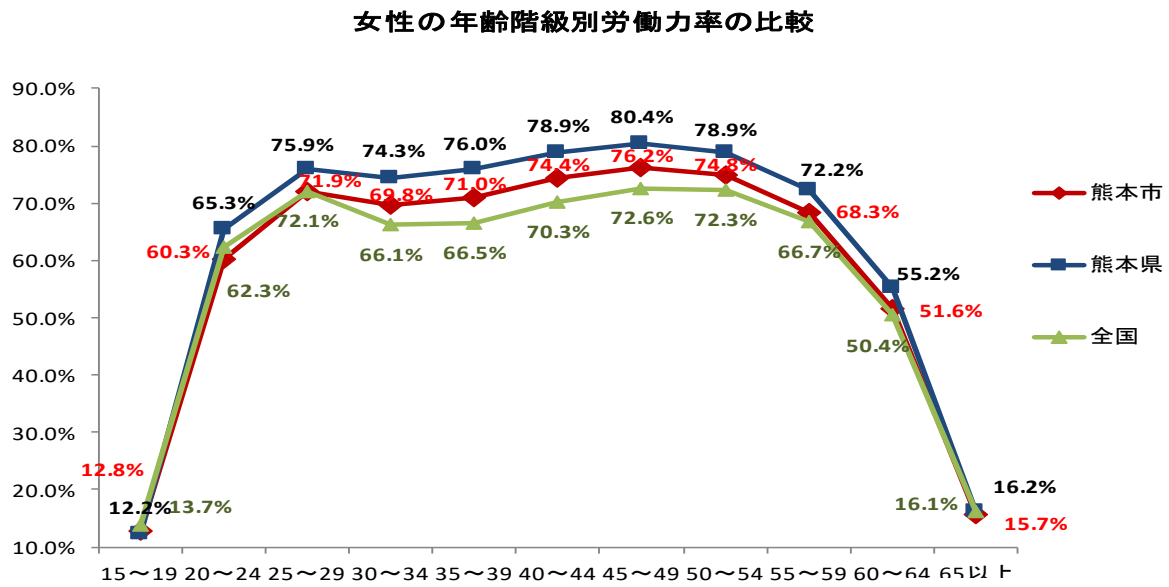
本市の女性の年齢階層別就業率について、平成７年をみると、２５～２９歳から３０～３４歳まで就業率がいったん低下し、その後上昇に転じている状況が確認できます。これは、出産を契機に就労からいったん離れ、子育てに専念した後、就労に復帰している状況を示しており、いわゆるM字カーブを描くことが知られてきました。

しかし、平成２７年をみると、M字カーブは認められず結婚・出産期に当たる年代の就業率が２０年間で大きく増加していることがわかります。生産年齢人口の減少による構造的な人手不足により、女性の就業率が上昇しているものと考えられます。

なお、平成２７年の本市の女性就業率は、全国と比較して高いものの、熊本県全体と比べて低いレベルにあります。



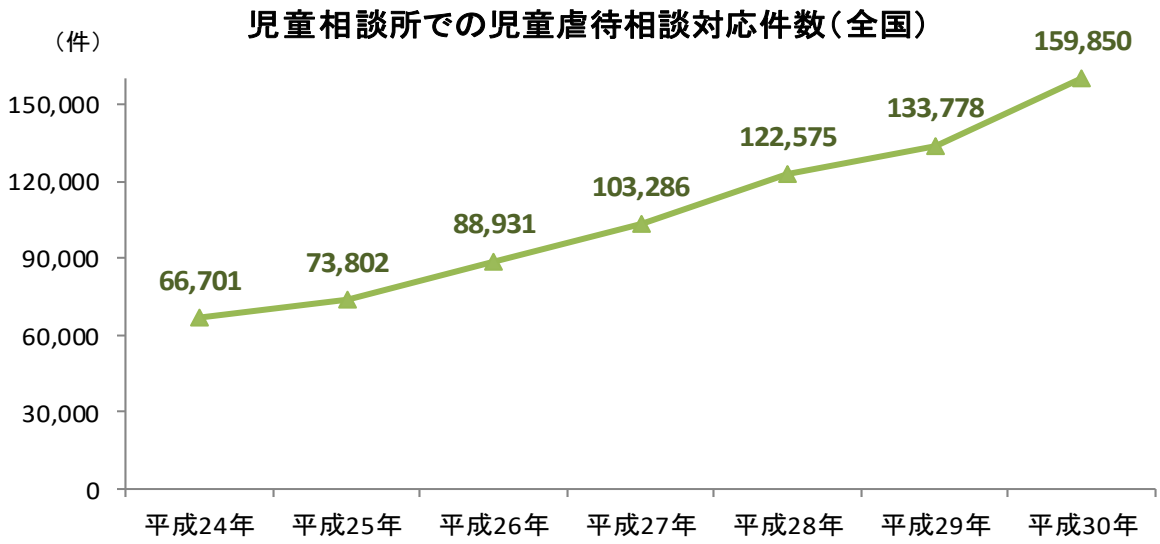
出典：国勢調査



出典：国勢調査

（５）児童虐待について

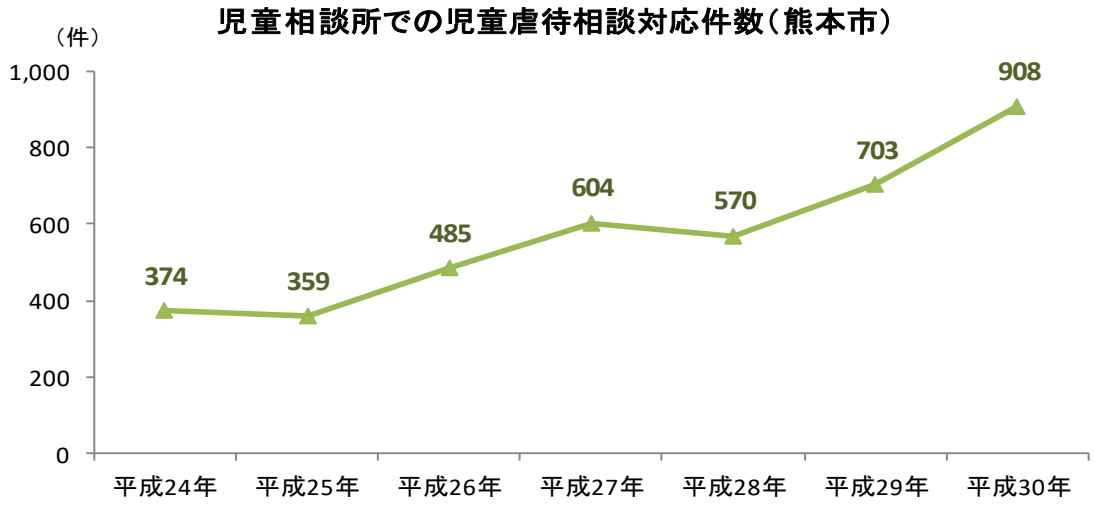
全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数をみると、平成３０年度中に、２１２か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は１５９，８５０件（速報値）で過去最多となっています。主な増加の要因として心理的虐待に係る相談対応件数の増加が挙げられており、その背景には児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（子どもの面前で配偶者やその他家族などに対する暴力や暴言で児童に著しい心理的外傷を与える言動などの面前ＤＶ）について警察からの通告の増加が考えられています。



出典：厚生労働省資料

本市の児童虐待に関する相談対応件数は、児童相談所が開設された平成２２年度は４２０件でした。以後、平成２５年度まで減少傾向にありましたが、平成２６年度は４８５件と増加に転じ、平成２７年度は６０４件となりました。これは、平成２５年に「子ども虐待対応の手引き」が改正され、虐待通告を受理した子どもの兄弟姉妹全員について、必ず安全確認を実施するなど、兄弟姉妹の児童への対応が義務付けられたほか、面前ＤＶによる心理的虐待としての警察からの虐待通告が増加したことが要因だと考えられています。平成２８年度にやや減少したことについては、平成２８年４月に発生した熊本地震が一因と考えられています。

平成３０年度は９０８件であり、児童相談所が開設された以降、最多となりました。増加の要因については、児童虐待についての関心の高まりや面前ＤＶ目撃としての通告の増加等が影響していると考えられています。



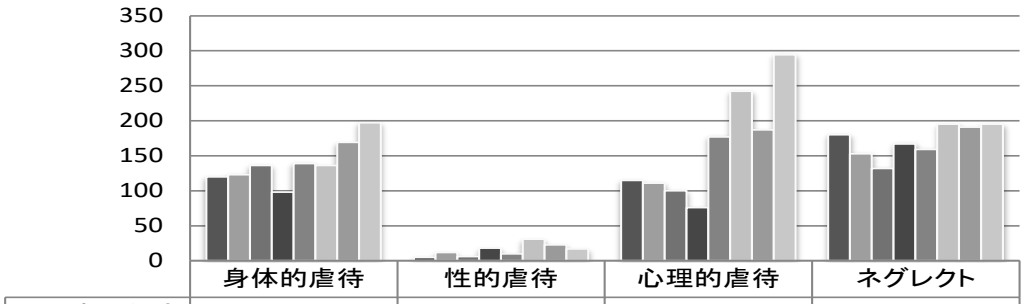
出典：事業概要（熊本市児童相談所）

虐待相談の種別については、平成２９年度の心理的虐待は２９４件で、これまでで最多となりました。このうち、面前ＤＶによる心理的虐待は１０７件で、前年度（５６件）からほぼ倍増しました。

ネグレクトは、年少児の夜間放置（迷子）や、日常の世話の欠如といった内容の相談などがありました。背景には、夜間に就労せざるを得ない経済的な事情や、保護者自身の被虐待体験や養育に関する知識・技能の欠如、心身の障害、支援者の不在といった課題が見受けられました。

身体的虐待は増加傾向にありこれまでで最多となりました。初動の段階で警察・検察庁と連携したケースもありました。

虐待相談の種別（熊本市）

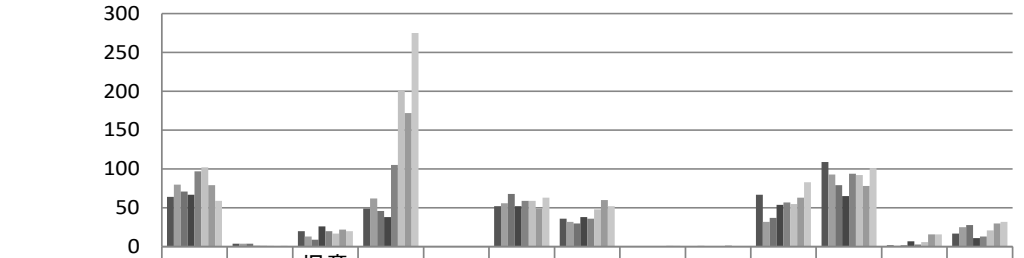


	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
平成22年度	120	5	115	180
平成23年度	123	12	111	153
平成24年度	136	6	100	132
平成25年度	98	18	76	167
平成26年度	139	10	177	159
平成27年度	136	31	242	195
平成28年度	169	23	187	191
平成29年度	197	17	294	195

出典：事業概要（熊本市児童相談所）

虐待相談の経路については、平成２６年以降、警察からの相談が急増しました、これは、平成２５年に警察がＤＶ事案への積極的な介入及び体制を確立したことが主な要因と考えられています。

虐待相談の経路（熊本市）

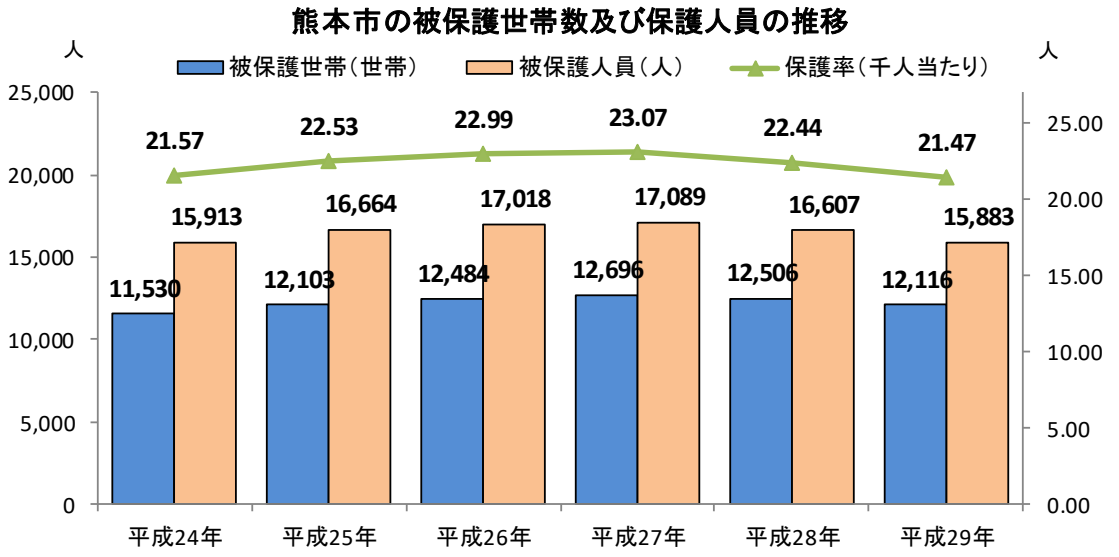


	福祉事務所等	他市町村	児童福祉施設等	警察等	家庭裁判所	医療機関等	学校等	里親	児童委員	家族親戚	近隣知人	児童本人	その他
平成22年度	64	4	20	49	0	52	36	0	0	67	109	2	17
平成23年度	80	4	13	62	0	56	32	0	1	32	93	1	25
平成24年度	71	4	9	46	0	68	30	0	0	37	79	2	28
平成25年度	67	1	26	38	0	52	38	0	0	54	65	7	11
平成26年度	97	1	20	105	0	59	36	0	0	57	94	3	13
平成27年度	102	1	17	201	0	59	48	0	2	55	92	6	21
平成28年度	79	0	22	172	0	49	60	1	0	63	78	16	30
平成29年度	59	1	20	275	0	63	52	1	0	83	101	16	32

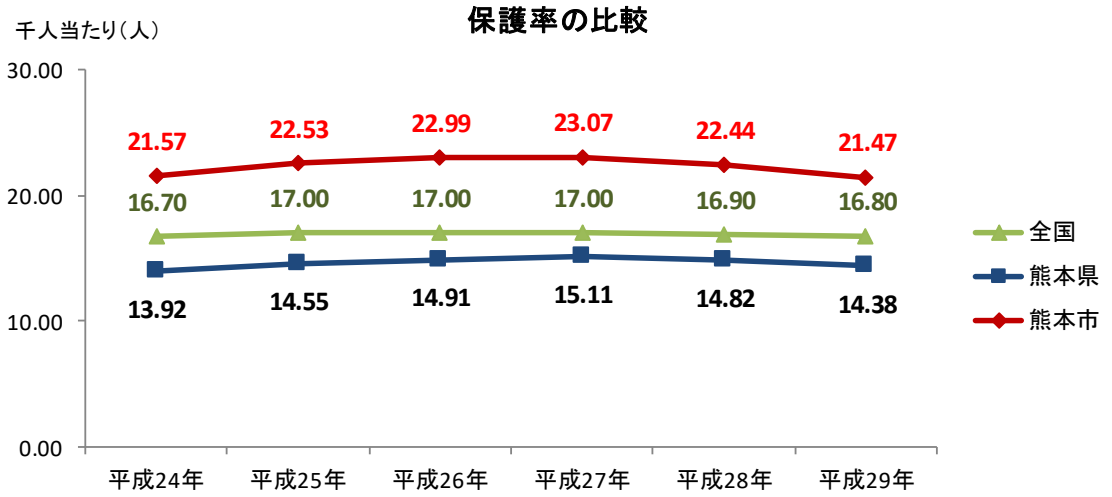
出典：事業概要（熊本市児童相談所）

（６）被保護世帯数等の推移

本市の被保護世帯数及び保護人員は平成２７年をピークに、その後は減少傾向が認められますが、人口千人当たりの保護率を県や全国と比較すると高い水準にあり、特に子どもへの貧困の連鎖を断ち切るための取り組みが求められています。



出典：熊本の生活保護



出典：全国・熊本県は「被保護者調査」
熊本市は「熊本の生活保護」

２．子ども・子育て支援に係る成果指標の状況とニーズ調査結果からみた課題

（１）子ども・子育て支援に係る成果指標の状況

「熊本市第７次総合計画」では子ども・子育て支援に係る成果指標として、

① 「子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合」
② 「子どもの権利が守られていると感じる市民の割合」
③ 「仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）ができていると感じる市民の割合」
④ 「地域の子育て支援活動に参加した市民の割合」
⑤ 「子育てが楽しいと感じる市民の割合」

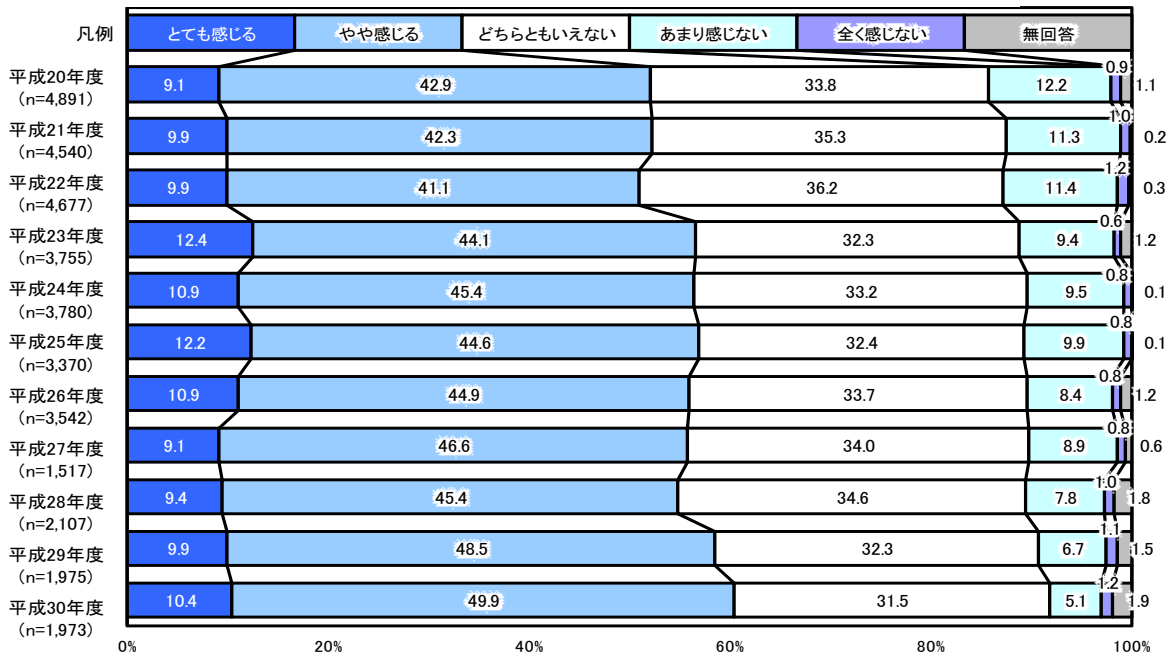
を設定しています。

これらの指標の変動をみると、子育て環境は平成２０年度と比較して概ね改善傾向にあることがうかがえますが、地域の子育て支援活動に参加した市民の割合が減少する等市民や地域による子育て支援の面からは課題があることが認められます。

①　子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合

本市では「子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合」(「とても感じる」と「やや感じる」と回答した人の割合の計）を引き上げることをまちづくりの重点的取り組みの一つとして推進しています。平成２０年度と３０年度を比較すると、「とても感じる」と「やや感じる」と回答した人を合わせた割合は、８．３ポイント増加しています。

子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合（全体／経年比較）

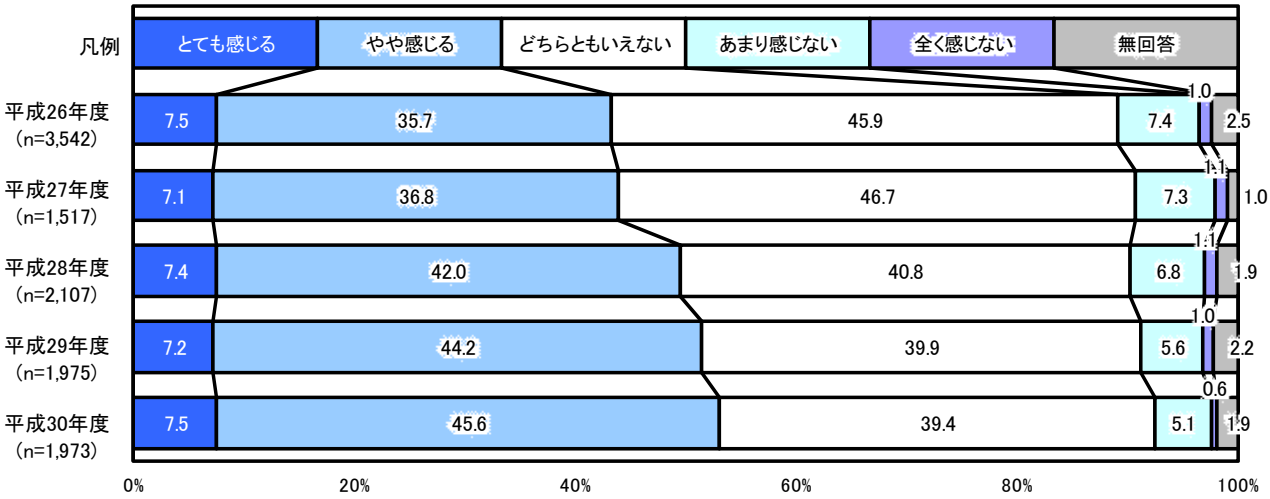


出典：平成３０年度「熊本市第７次総合計画」市民アンケート調査報告書

② 子どもの権利が守られていると感じる市民の割合

同じく「子どもの権利が守られていると感じる市民の割合」(「とても感じる」と「やや感じる」と回答した人の割合の計）を引き上げることをまちづくりの重点的取り組みの一つとして推進しています。平成２６年度と３０年度を比較すると、「とても感じる」と「やや感じる」と回答した人を合わせた割合は、９．９ポイント増加しています。

子どもの権利が守られていると感じる市民の割合（全体／経年比較）

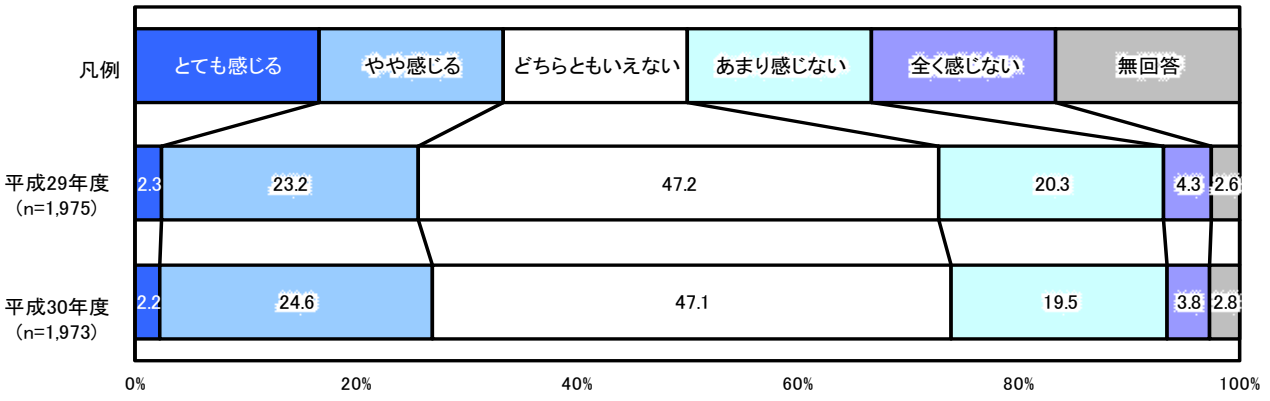


出典：平成３０年度「熊本市第７次総合計画」市民アンケート調査報告書

③ 仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）ができていると感じる市民の割合

同じく「仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）ができていると感じる市民の割合」(「とても感じる」と「やや感じる」と回答した人の割合の計）を引き上げることをまちづくりの重点的取り組みの一つとして推進しています。平成２９年度と３０年度を比較すると、「とても感じる」と「やや感じる」と回答した人を合わせた割合は、前年度との比較ということもあり１．３ポイント増加で横ばいの状況です。

仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）ができていると感じる市民の割合
（全体／経年比較）



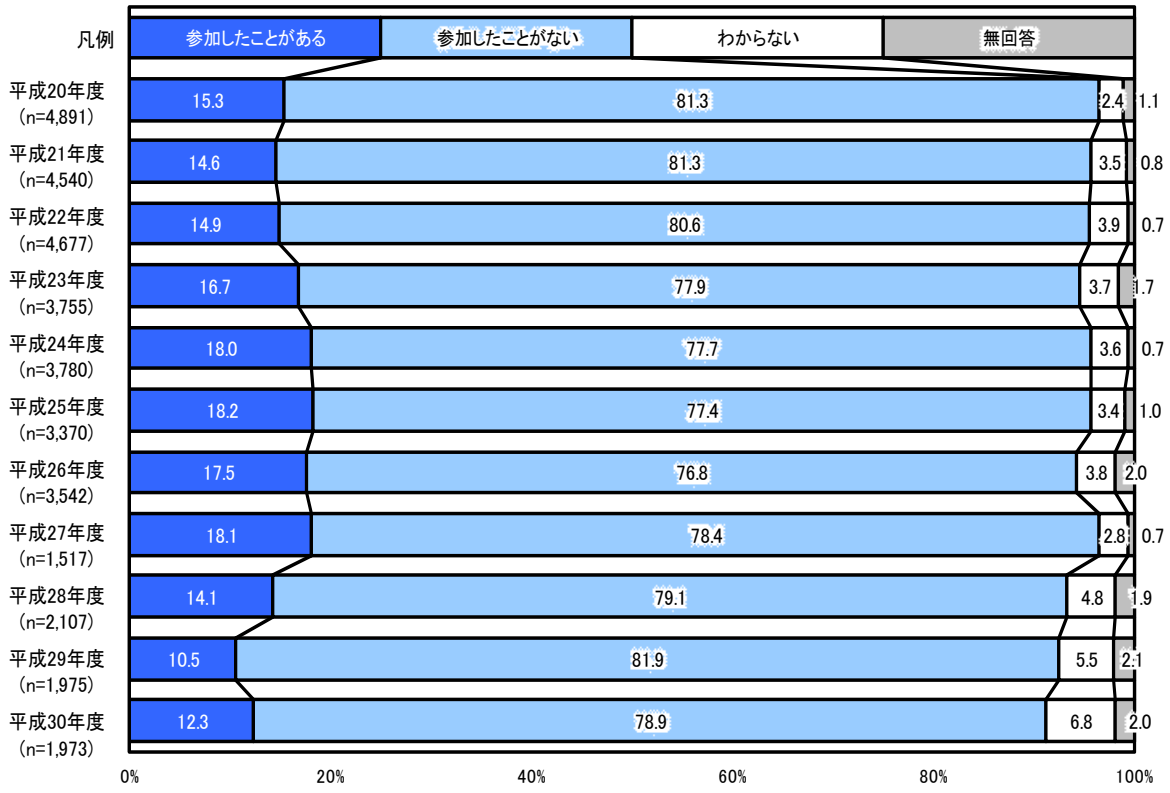
出典：平成３０年度「熊本市第７次総合計画」市民アンケート調査報告書

④　地域の子育て支援活動に参加した市民の割合

同じく本市では「地域の子育て支援活動に参加した市民の割合」（「参加したことがある」と回答した人の割合）を引き上げることをまちづくりの重点的取り組みの一つとして推進しています。平成２０年度と３０年度を比較すると、「参加したことがある」と回答した人の割合は、３．０ポイント減少しています。

平成３０年度の「参加したことがある」の年代別内訳では、２０～２４歳が６．３％２５歳～２９歳が７．１％と２０代が他の世代より低くなっており、地域の子育て支援活動への関心が薄れてきています。その要因として、地域社会での人間関係の希薄化や生活スタイルの変化が考えられることから、子育てサークル等の情報の提供を通じ、地域の子育て支援活動に参加を促す必要があります。

地域の子育て支援活動に参加した市民の割合（全体／経年比較）

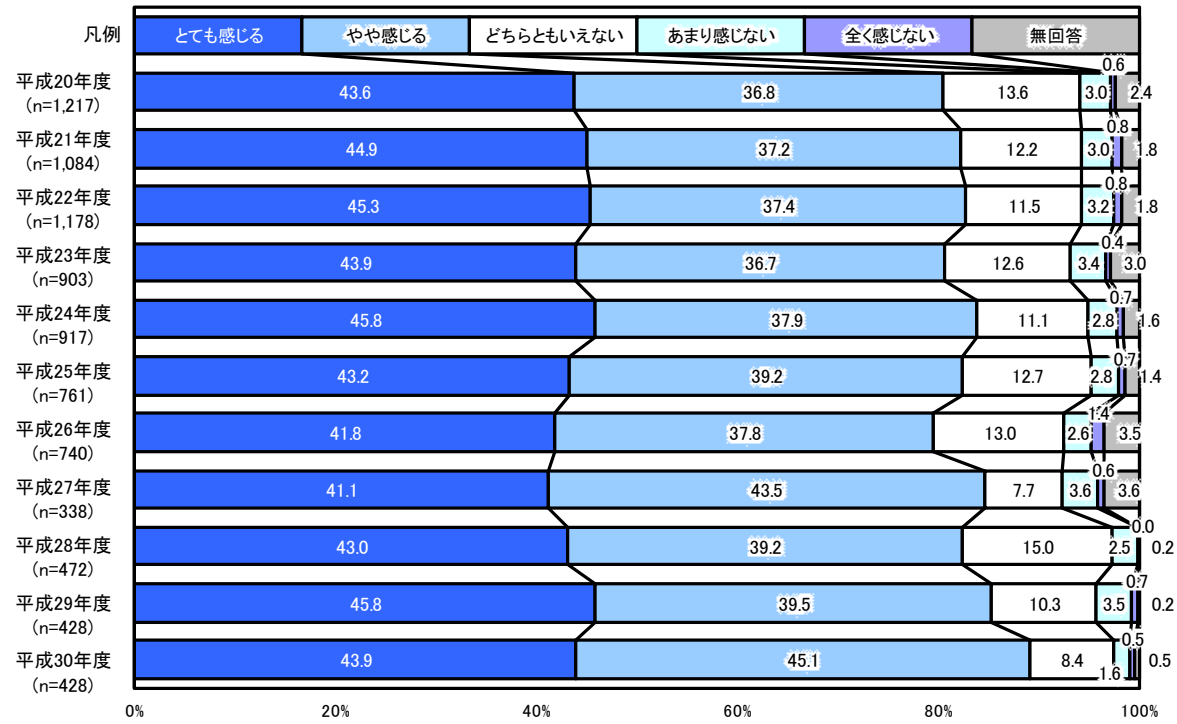


出典：平成３０年度「熊本市第７次総合計画」市民アンケート調査報告書

⑤　子育てが楽しいと感じる市民の割合

同じく「子育てが楽しいと感じる市民の割合」（「とても感じる」と「やや感じる」と回答した人の割合の計）を引き上げることをまちづくりの重点的取り組みの一つとして推進しています。平成２０年度と３０年度を比較すると、「とても感じる」と「やや感じる」と回答した人を合わせた割合は、８．６ポイント増加しています。

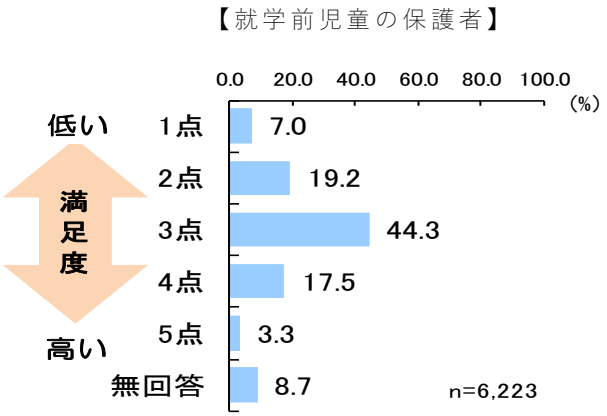
子育てが楽しいと感じる市民の割合（全体／経年比較）

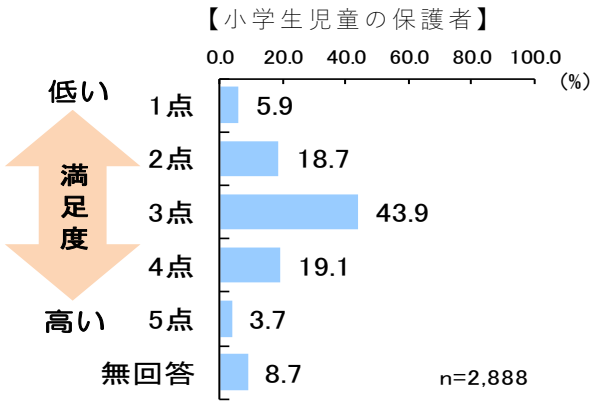


出典：平成３０年度「熊本市第７次総合計画」市民アンケート調査報告書

（２）地域の子育て環境や支援に対する満足度

一方、平成３１年２月に実施した「熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）策定に係る市民アンケート調査」（以下、「ニーズ調査」という。）の子育て環境や支援に対する満足度を５段階でたずねた結果は、就学前児童の保護者では「満足度３（平均レベル）」が４４．３％で最も高く、満足度が高い「満足度４」と「満足度５」は合わせて２０．８％となっています。小学生児童の保護者でも「満足度３（平均レベル）」が最も高く４３．９％となっており、満足度が高い「満足度４」と「満足度５」は合わせて２２．８％となっています。子育て環境や支援に対する満足度は、４割強が平均レベルにあるものの、３割弱の児童の保護者では満足度が低い状況にあることがうかがえます。





出典：熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）策定に係る市民アンケート

（３）就労状況等の平成２５年との比較

①　就労状況とサービスの利用状況

就学前児童の保護者を対象とした「ニーズ調査」の結果によると、母親で「就労している」人の割合が増加し、「就労していない」人の割合が減少しています。

このことが日常的な幼稚園・保育園等を「利用している」人の割合が平成２５年と比べ増加していることの要因の一つとなっていることがうかがえます。また、「認定こども園」の整備が進んだことから、サービス別の利用状況は、平成２５年と比べ「幼稚園」と「認可保育園」の利用割合が減少し、「認定こども園」の割合が増加しています。

幼稚園・保育園等を利用している理由をみると、「子どもの教育や発達のため」の割合が減少し、「子育てをしている方が現在就労している」の割合が増加しており、母親の就業率の向上がサービス利用状況の変化の要因の一つとなっていることがうかがえます。

【母親の就労状況】

	H31年		H25年
	度数	%	%
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	1,886	**33.3**	29.2
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中である	503	8.9	7.1
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	1,658	**29.3**	23.8
パート・アルバイト等でしており、産休・育休・介護休業中である	167	3.0	1.8
以前は就労していたが、現在は就労していない	1,343	23.7	**35.6**
これまで就労したことがない	99	1.8	2.5
合計	5,656	100.0	100.0

※無回答を除いて集計

【父親の就労状況】

	H31年		H25年
	度数	%	%
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	4,996	97.8	97.6
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中である	16	0.3	0.2
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	42	0.8	1.1
パート・アルバイト等でしており、産休・育休・介護休業中である	0	0.0	0.0
以前は就労していたが、現在は就労していない	49	1.0	1.1
これまで就労したことがない	4	0.1	0.0
合計	5,107	100.0	100.0

※無回答を除いて集計

【日常的な幼稚園・保育園等のサービス利用状況】

	H31年		H25年
	度数	%	%
利用している	4,944	**79.4**	74.1
利用していない	1,176	18.9	**25.7**
無回答	103	1.7	1.7
合計	6,223	100.0	100.0

【平日の幼稚園・保育園等のサービス利用状況】

	H31年		H25年
n=4,944	度数	%	%
幼稚園	888	18.0	**31.0**
幼稚園の預かり保育	268	5.4	6.2
認可保育園	1,891	38.2	**57.0**
認定こども園	1,668	**33.7**	0.8
小規模保育事業	156	3.2	3.2
家庭的保育事業	1	0.0	0.1
事業所内保育施設	46	0.9	2.4
企業主導型保育	115	2.3	－
居宅訪問型保育	6	0.1	0.2
認可外保育施設	181	3.7	**7.3**
ファミリー・サポート・センター	16	0.3	2.0
その他	83	1.7	1.7

出典：熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）策定に係る市民アンケート調査

【平日に日常的な幼稚園・保育園等のサービスを利用している理由】

	H31年		H25年
n=4,944	度数	%	%
子どもの教育や発達のため	2,834	57.3	**62.3**
子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している	3,773	**76.3**	68.4
子育て(教育を含む)をしている方が就労予定がある／求職中である	166	3.4	3.7
子育て(教育を含む)をしている方が家族・親族などを介護している	35	0.7	0.9
子育て(教育を含む)をしている方が病気や障がいがある	45	0.9	1.3
子育て(教育を含む)をしている方が学生である	16	0.3	0.5
その他	95	1.9	1.6

出典：熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）策定に係る市民アンケート調査

② 職場の両立支援制度の利用状況

育児休業の取得状況をみると、母親で「取得した（取得中である)」人の割合が増加し、「働いていなかった」人の割合が減少しています。父親には大きな変化は認められません。

育児休業を取得しなかった理由をみると、母親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「仕事に戻るのが難しそうだった」、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が減少し、「保育園などに預けることができた」の割合がやや増加しています。父親は「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「親族にみてもらえるなど制度を利用する必要がなかった」の割合が減少し、「配偶者が育児休暇制度を利用した」の割合が増加しています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に係る環境は、厳しい状況に置かれている人が認められるものの改善傾向にあることがうかがえます。

【母親の育児休業の取得状況】

	H31年		H25年
	度数	%	%
働いていなかった	2,390	39.2	**47.4**
取得した(取得中である)	2,837	**46.5**	36.2
取得していない	871	14.3	16.4
合計	6,098	100.0	100.0

※無回答を除く

【父親の育児休業の取得状況】

	H31年		H25年
	度数	%	%
働いていなかった	57	1.1	1.4
取得した(取得中である)	120	2.3	1.1
取得していない	5,112	96.7	97.4
合計	5,289	100.0	100.0

※無回答を除く

出典：熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）策定に係る市民アンケート調査

【母親の育児休業を取得しなかった理由】

	H31年		H25年
n=871	度数	%	%
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	129	14.8	**21.2**
仕事が忙しかった	82	9.4	11.9
（産休後に）仕事に早く復帰したかった	68	7.8	6.6
仕事に戻るのが難しそうだった	78	9.0	**14.7**
昇給・昇格などが遅れそうだった	4	0.5	0.7
収入減となり、経済的に苦しくなる	84	9.6	10.6
保育園などに預けることができた	90	**10.3**	6.4
配偶者が育児休業制度を利用した	3	0.3	0.0
配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	31	3.6	4.6
子育てや家事に専念するため退職した	280	32.1	**37.2**
職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	181	20.8	20.6
有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	79	9.1	8.9
育児休業を取得できることを知らなかった	24	2.8	1.4
産前産後休業（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した	25	2.9	2.6
その他	184	21.1	18.5

【父親の育児休業を取得しなかった理由】

	H31年		H25年
n=5,112	度数	%	%
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	1,576	30.8	32.1
仕事が忙しかった	1,894	37.1	37.5
（産休後に）仕事に早く復帰したかった	—	—	—
仕事に戻るのが難しそうだった	195	3.8	4.9
昇給・昇格などが遅れそうだった	303	5.9	5.5
収入減となり、経済的に苦しくなる	1,368	26.8	**30.3**
保育園などに預けることができた	152	3.0	2.1
配偶者が育児休業制度を利用した	1,743	**34.1**	27.7
配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	1,428	27.9	**33.2**
子育てや家事に専念するため退職した	6	0.1	0.2
職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	449	8.8	11.0
有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	16	0.3	0.5
育児休業を取得できることを知らなかった	97	1.9	2.7
産前産後休業（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した	—	—	—
その他	326	6.4	6.7

出典：熊本市子ども・子育て支援事業計画（第二期）策定に係る市民アンケート調査

（４）子ども輝き未来プラン２０１５の検証及び対応

検証にあたっては、各基本方針の計１９施策についての評価を実施しました。全ての基本方針について、「達成」「一部達成」となったものが多く、順調に事業が遂行されています。なお、検証を踏まえた対応は以下のとおりです。

基本方針①　安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援

- ◆ 保育については、平成２８年から平成３０年まで待機児童ゼロを達成しました。また児童育成クラブは、平成３０年度は６，２４６人の入会要件を満たす者全てを受け入れました。
- ◆ 今後、利用者の増加が想定されることから、保育士等の人材確保に努めるとともに、児童育成クラブは、入会要件を満たす者全てを受け入れていることで、施設が狭くなっているところがあり、改善が必要です。

基本方針③　子どもが育つ安心の環境づくり

- ◆ 育児不安の解消や母親の孤立化を防止するため、妊婦、子育て中の母親及び乳幼児を対象とした交流の場を設けるとともに、子育てサークル・子育て支援団体等の連携を図ってきました。
- ◆ 近年、母親の就業率の向上等に伴い、地域における子育て家庭の交流や不安・悩みの相談の場である子育て支援センター等の利用者及び子育てサークル等への参加者が減少し、地域との希薄化が懸念されることから、誰もが集まり、相談できる場づくりや子育てサークル・子育て支援団体等との連携強化が必要です。

基本方針④　「結婚」「妊娠」「出産」「子育て」の切れ目のない少子化対策

- ◆ 平成２７年６月に実施した熊本市結婚・出産・子育てに関する意識調査から、結婚しようとした時の障害や結婚しようとした時の不安として、「安定した職につけず収入が安定していない」や「結婚後の安定した生活費の確保」の割合が多く、若い年齢層で高い傾向にありました。
- ◆ このことから、助成制度（一般不妊治療）の充実や相談体制の整備等の子育て支援策や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進とともに、雇用環境の改善（正規雇用の割合増加、若年層の賃上げなど）等が必要です。

		施策数	達成	一部達成	未達成	―
基本方針①	安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援	７	０	４	２	１
基本方針②	子どもの健やかな成長と人間性の育成･自立支援	７	４	２	０	１
基本方針③	子どもが育つ安心の環境づくり	３	１	１	１	０
基本方針④	「結婚」「妊娠」「出産」「子育て」の切れ目のない少子化対策	２	０	１	１	０

※施策の成果について
「達成」：達成している、「一部達成」：概ね達成している
「未達成」：達成していない、「―」：設定されていない

（５）喫緊の課題

- ◆ 児童虐待の相談件数が大きく増加していることから、児童相談所等の相談機能の強化が必要です。
- ◆ 幼児教育・保育の無償化及び母親の就業率の向上に伴い、今後、保育ニーズの高まりや児童育成クラブの利用者の増加が想定されることから、保育士等の人材確保に努めるとともに、児童育成クラブは、入会要件を満たす者全てを受け入れていることで、施設が狭くなっているところがあり、改善が必要です。
- ◆ 子どもたちに学習支援等を行い、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。
- ◆ 支援が必要な子どもたちを早期に発見し、生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう庁内の情報共有や関係機関との連携を図る必要があります。

（６）熊本市第７次総合計画等との整合

- ◆ 地域における子育て家庭の交流や不安・悩みの相談の場である相談窓口については、利用者のニーズに合わせた周知方法等の検討が必要です。
- ◆ 子どもの権利等を社会全体に浸透させ、子どもたちが安心し、健やかに育まれていく社会の実現を図る必要があります。
- ◆ 子どもたちの安全確保や危機管理体制の充実を図るため、地域の関係団体等との連携協力が必要です。

.

（７）計画策定に向けて（まとめ）

以上のように、本市の子ども・子育て支援に係る成果指標は平成２０年度と比較して概ね改善傾向にあることがうかがえますが、「地域の子育て支援活動に参加した市民の割合」が１０年ほど前より若干減少するなど、市民力、地域力、行政力を結集して子ども・子育てを支援していくという面からは課題があることが認められました。また、「ニーズ調査」の結果によると、子育てをしている保護者の４割強が子育て環境や支援への満足度は「満足度３（平均レベル)」と回答したものの、積極的に満足と回答した人は２割台にとどまっており、市民の満足度を高めていくためにも、子育て支援団体等との連携や支援の拡充が必要です

一方、喫緊の課題としては児童虐待が挙げられ、本市においても児童虐待に関する相談件数は、平成３０年度は９０８件と平成２７年度の６０４件に比べて大きく増加しており、社会全体で子育てを支援するとともに、児童相談所及び区役所において相談体制を強化する必要があります。さらに、平成２９年に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化されるなど、全ての市民が子どもの権利について理解を深めることが求められています。

また、教育・保育等の子育て支援については、「ニーズ調査」の結果（就学前児童の保護者）によると、母親で「就労している」人の割合が増加し、それに伴い、幼稚園・保育園等を「利用している」人の割合が平成２５年と比べ増加するなど、今後、保育や児童育成クラブのニーズが高まることが考えられ、保育士の人材確保や狭くなった児童育成クラブの施設の改善等が必要です。

さらに、少子化対策についても、育児休業の取得状況をみると、母親で「取得した（取得中である)」人の割合が増加するなど、事業所等の子育てに対する理解の浸透がうかがえる結果となっていますが、「職場に育児休業をとりにくい雰囲気があった」、「仕事に戻るのが難しそうだった」、「子育てや家事に専念するため退職した」との回答もあり、引き続き、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進等、「結婚」「妊娠」「出産」「子育て」の切れ目のない支援が求められています。

このような現状を踏まえ、本プランにおいては、児童虐待防止、待機児童の解消、子育てに不安や孤立感を感じる家庭への支援及び少子化対策等の子育て支援の一層の推進を図るものとします。

第3章　計画の基本的な考え方

１．基本理念

子ども輝き未来プラン（２０１５）では、「子どもが輝くまち　くまもと」を基本理念に、さまざまな子育て支援策を推進してきました。この基本理念が描く子どもたちの姿は、全ての子どもたちの一人ひとりが幸福で、自らの力で輝いて育ち、地域の大人に見守り育てられる、そのような姿です。

この計画においてもこの基本理念の趣旨を継承しつつ、以下を基本理念としたまちづくりに取り組みます。

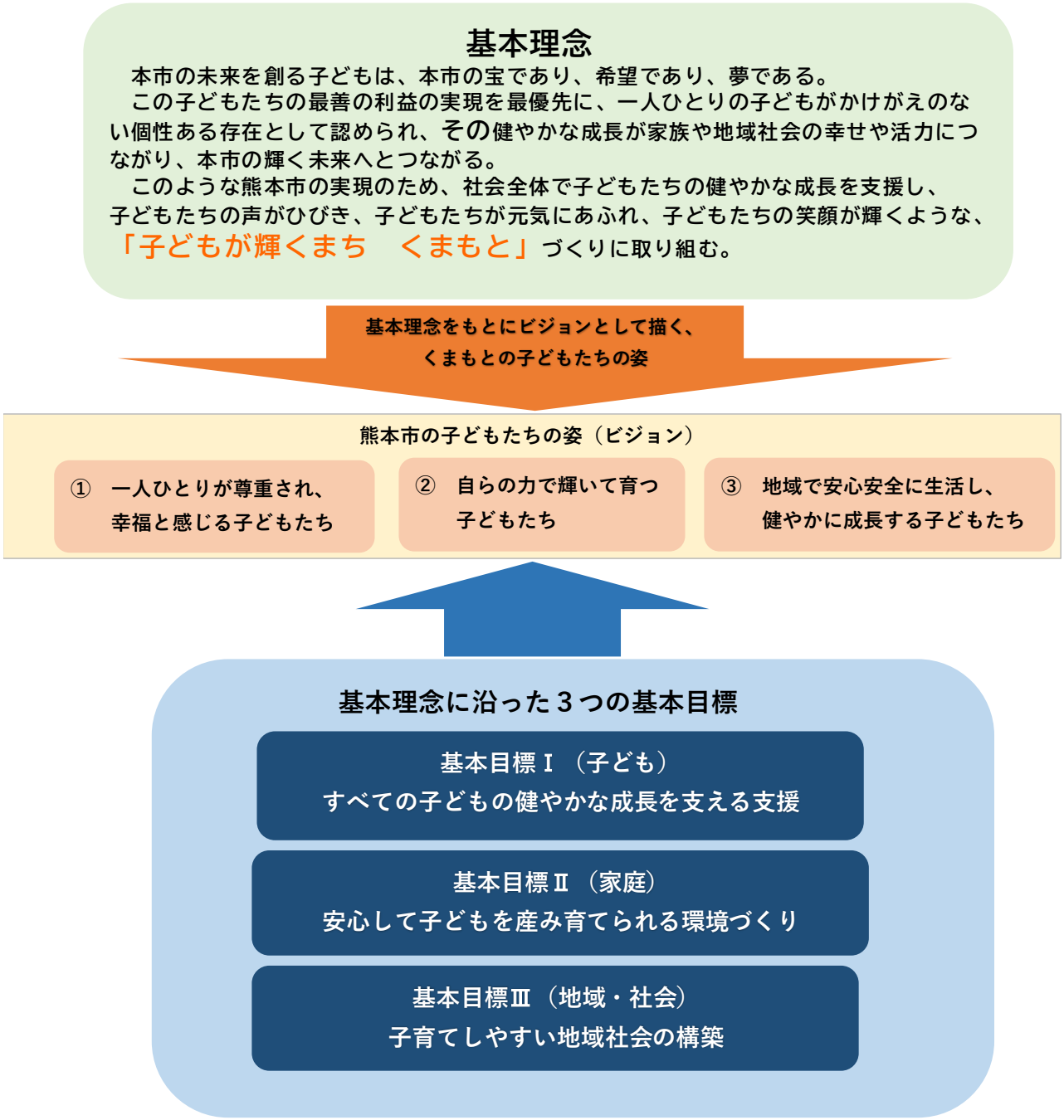
本市の未来を創る子どもは、本市の宝であり、希望であり、夢である。
この子どもたちの最善の利益の実現を最優先に、一人ひとりの子どもがかけがえのない個性ある存在として認められ、その健やかな成長が家族や地域社会の幸せや活力につながり、本市の輝く未来へとつながる。
このような熊本市の実現のため、社会全体で子どもたちの健やかな成長を支援し、子どもたちの声がひびき、子どもたちが元気にあふれ、子どもたちの笑顔が輝くような、
「子どもが輝くまち　くまもと」づくりに取り組む。

この基本理念をもとに、ビジョンとして描くくまもとの子どもたちの姿は次のとおりです。

① 一人ひとりが尊重され、幸福と感じる子どもたち
② 自らの力で輝いて育つ子どもたち
③ 地域で安心安全に生活し、健やかに成長する子どもたち

２．基本目標

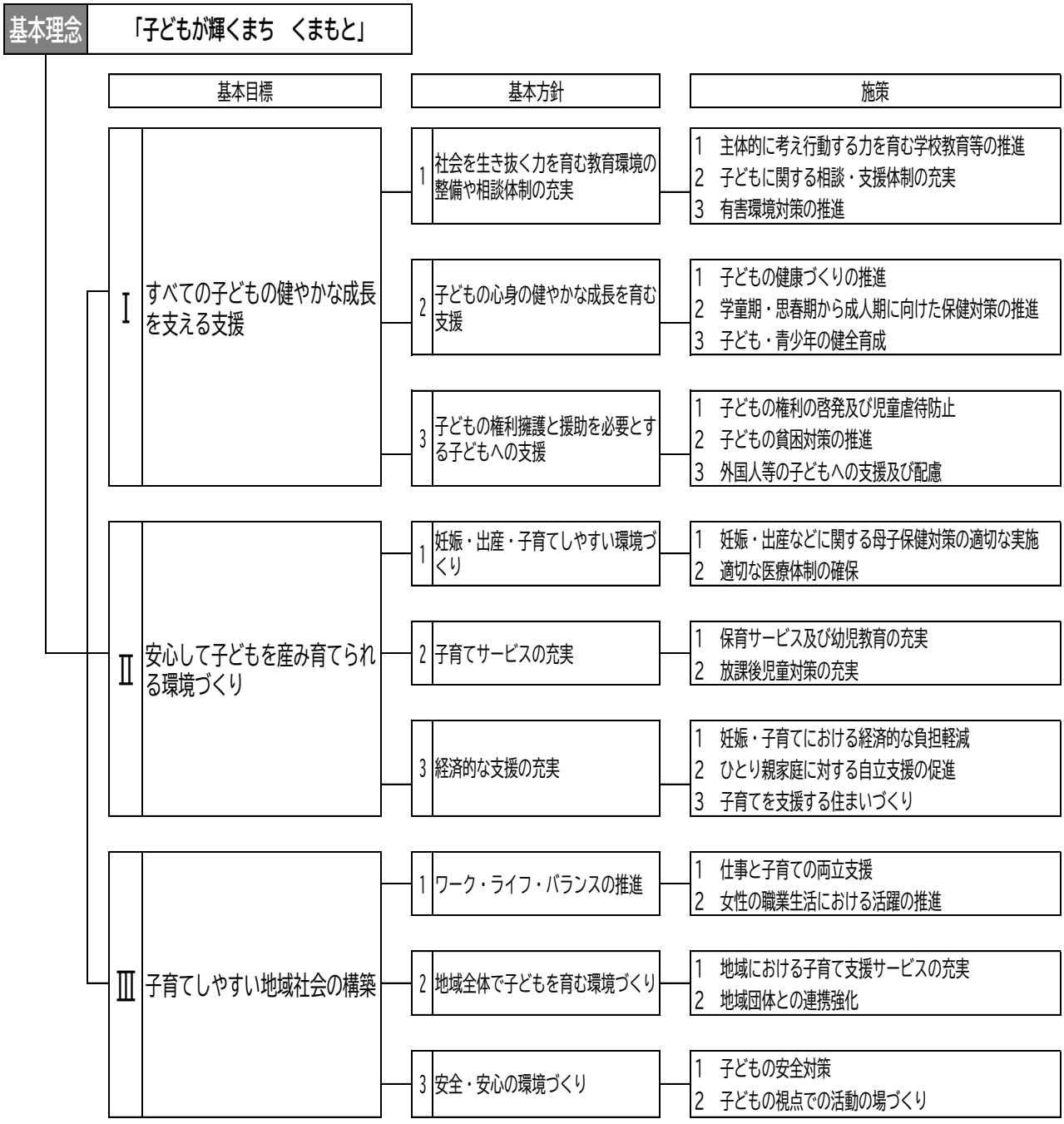
基本理念に沿って以下の３つの基本目標を定め、目標に沿った取組を進めます。



第4章　施策体系･成果指標･基本目標

１．施策体系

３つの基本目標及び基本方針に沿った施策を推進し、熊本市の子どもたちの姿（ビジョン）の実現をめざします。



２．成果指標

本プランの取組により、基本理念である『社会全体で子どもたちの健やかな成長を支援し、子どもたちの声がひびき、子どもたちが元気にあふれ、子どもたちの笑顔が輝くような、「子どもが輝くまち　くまもと」』の実現のための、計画全体及び各基本目標の指標を設定します。

計画全体の指標

成果指標	基準値 （H30 年度）	目標値 （R6 年度）
子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合（%）	60.3	65.0

基本目標Ⅰ　すべての子どもの健やかな成長を支える支援

成果指標	基準値 （H30 年度）	目標値 （R6 年度）
里親等委託率（%）	10.77	26.9
子ども食堂を支援する企業・団体・個人数	若干数	100
生活保護を受給している中学３年生の高校進学率（%）	94.7	99.2
朝食を毎日食べる子どもの割合（%）	97.3	100

基本目標Ⅱ　安心して子どもを産み育てられる環境づくり

成果指標	基準値 （H30 年度）	目標値 （R6 年度）
待機児童数（人）	6	0
児童育成クラブの面積要件を満たさない施設数（数）	28	0

基本目標Ⅲ　子育てしやすい地域社会の構築

成果指標	基準値 （H30 年度）	目標値 （R6 年度）
出生数	6,824	7,000
「熊本市　結婚・子育て応援サイト」の アクセス数（万件）	326	340
地域での子育て支援活動に参加した 市民の割合（%）	12.3	25.0
地域子育て支援施設利用者数（人）	117,602	130,000
子育て支援ネットワーク会議開催数（回）	278	300
オレンジリボンサポーター養成講習会 参加者数（人）	6,346	9,500

３．基本目標

基本目標Ⅰ　すべての子どもの健やかな成長を支える支援

児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもの権利が尊重され、子どもの最善の利益が確保される必要があります。子どもが、人間としての尊厳をもって自分らしく生きていくために、暴力からの保護、差別の禁止、意見の尊重などの国際的な原則にのっとり、その権利を保障するとともに、子どもの個性や多様な価値観を理解し、一人ひとりの子どもの人権を尊重することが大切です。すべての子どもが、その生まれ育った環境によって将来が左右されることのないよう、その教育の機会均等が保障され、子どもひとり一人が夢や希望を持つことが求められています。

また、近年、交流人口の増加などによる国際化やＡＩ等の技術革新による超スマート社会（Society5.0）の到来などにより、本市の子どもたちを取り巻く環境は変化を続けており、社会の著しい変化に柔軟に対応できる必要な知識・技能の習得はもとより、思考力、判断力、表現力を伸ばすなど、主体的に社会の課題を解決する力が育まれるよう、社会を生き抜く力を育む教育環境の整備が必要です。

そのようなことから、すべての子どもの健やかな成長のため、子どもの権利擁護や援助を必要とする子どもへの支援及び社会を生き抜く力を育む教育環境の整備等に取り組みます。

【重点取組】

事業名	事業内容	担当課
食の安全安心・食育推進事業	市民自らが食に対する関心と理解を深め、家庭における健全な食生活を実践するめの施策に取組むとともに、乳幼児期に健全な食生活を確立するため、家庭、保育所等の連携による食育の推進を図る。	健康づくり推進課
里親養育包括支援事業	里親養育支援に関する相談・支援を総合的に行う。	児童相談所
熊本県社会的養育推進計画の策定	熊本県と連携・調整を行い、子どもの権利擁護の推進、家庭養育優先の原則を踏まえた里親委託の推進及び児童相談体制の機能強化等を行う。	子ども政策課 児童相談所

子どもの学習支援事業	生活保護受給世帯の中学生等を対象に高等学校等への進学等に向けた基礎学力向上のための学習支援を実施する。	保護管理援護課
子どもの未来応援基金事業	子どもの居場所づくりや多世代交流によるコミュニケーション力の向上及び地域とのつながりが図られるよう子ども食堂への支援を行う。	子ども政策課

基本方針１　社会を生き抜く力を育む教育環境の整備や相談体制の充実

施策１　主体的に考え行動する力を育む学校教育等の推進

【現状と課題】

- ◆ 近年、交流人口の増加などによる国際化やＡＩ等の技術革新による超スマート社会（Society5.0）の到来などにより、本市の子どもたちを取り巻く環境は変化を続けています。
- ◆ 学びに向かう力を持ち、豊かな人間性、健やかな体を備えた、主体的に考え行動できる人づくりを進める必要があります。
- ◆ 子どもたちへ文化芸術についてわかりやすく、興味を引くことのできる機会を増やし、本市の歴史的魅力や伝統文化への理解と愛着を深める必要があります。

【施策の方向性】

- ◆ 社会の著しい変化に柔軟に対応できる必要な知識・技能の習得はもとより、思考力、判断力、表現力を伸ばすなど、主体的に社会の課題を解決する力が育まれるよう、学校をはじめとする様々な教育機会を通じて、子どもたち一人ひとりの可能性をさらに広げ、それぞれの夢の実現につながるような教育環境を整えます。

① 自ら学びに向かう力を育む教育の推進

学校教育全体を通じて子どもの意欲・関心を高めるとともに、主体的に社会の課題を解決することのできる人づくりを推進します。

また､教育ＩＣＴを活用し、児童･生徒一人ひとりの学習状況に沿った支援を行い、学力の向上を図ります。

② 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

感動・感謝する心や郷土を愛する心など、豊かに生きるための基盤となる道徳性を育成する教育を充実させます。

③ 歴史文化・伝統文化活動の推進

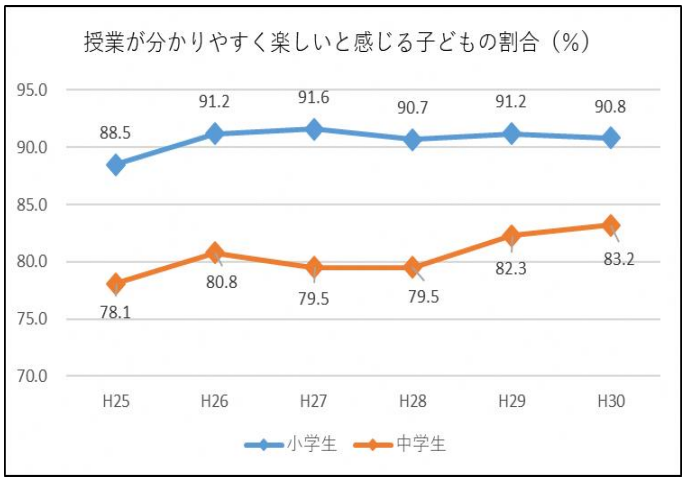
小中学校を対象として､文化財資料室を活用した歴史文化体験学習や､出土品を用いた出前授業、発掘体験の実施、また、子どもを対象とした生け花や茶道教室を行うなど、歴史的文化遺産や伝統文化に触れる機会の充実に取り組みます。

【主な事業・取組】

事業名	事業内容	担当課
外国語教育推進経費	ＪＥＴプログラム等で外国語指導助手（ALT）を活用し、小・中・高校においての外国語教育や体験活動的な英語教育を行う。	指導課
国際教育関係経費	帰国・外国人児童生徒等に対する日本語の指導及び学習指導、生活適応指導等を行い、小中学校における外国人児童生徒等の教育充実を図る。	
学力向上対策経費	学力向上に向けた支援が必要な小学校に対し、学力向上支援員を派遣する。また、「学びノート教室」等を開催し、子どもたちの基礎学力の定着を図る。	
水俣に学ぶ肥後っ子教室経費	公害について学ぶ小学５年生が、公害被害から環境再生へと立ち上がる水俣を現地訪問することにより、体験を通して学ぶ。	
学校図書館充実事業	学校図書館の機能の充実と円滑な運営を行うため、図書館主任や司書教諭の補助として補助員を配置するとともに、蔵書の充実を図るため、国が定める学校図書館図書標準を全ての小中学校で達成するよう図書の購入を行う。	学務課
学校図書館支援センター推進事業	学校図書館と市立図書館との連携のもと、学校図書館支援センターを中核として、蔵書データベースと情報ネットワークの管理、図書物流システムの運営等を行うことにより、学校図書館や市立図書館の図書を活用した授業支援や、読書活動 の推進を図る。	市立図書館
子ども読書活動推進事業	市立図書館おはなしボランティアや地域で読書活動を推進するグループ・団体と連携・協力し、よみきかせの実施や良書を紹介する冊	

心の教育・体験活動推進経費	職場体験活動・勤労体験活動等を行い豊かな心を育むとともに、各分野で活躍している人の講話を聞き、夢や感動を与え、感性をみがき、心の教育の充実を図る。	指導課
道徳教育総合支援事業	学校（園）、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら道徳教育を推進し、道徳教育推進協議会の設置等により、道徳教育の内容充実を図る。	
歴史文化体験事業	児童が記念館を訪問し、郷土の歴史文化の体験を行う。	文化振興課
伝統文化親子教室事業【文化庁伝統文化親子教室事業（教室実施型）】	子どもたちが地域の伝統文化に触れる機会を提供する取組への支援を行う。	

【関連データ】



指導課調べ

施策２　子どもに関する相談・支援体制の充実

【現状と課題】

- ◆ 子どもたちの自立心の欠如や規範意識の低下、学ぶ意欲の低下のほか、生活習慣の乱れなどが指摘されています。
- ◆ いじめや不登校のほか、SNS を介した子ども同士のトラブルなど新たな問題が顕在化していることから、積極的予防及び解消が求められています。
- ◆ 特別支援学級や通常学級に在籍する発達障がいのある子どもたちの増加に伴い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援が必要になっています。

【施策の方向性】

- ◆ 子どもや若者に関する相談の複雑化・深刻化に対応し、適切な支援を行います。
- ◆ 早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう関係課や関係機関との情報提供の場を設けるとともに、相談体制の充実に取り組みます。
- ◆ 障がいのある子どもに対する切れ目のない支援体制の充実に取り組みます。

① 相談・支援体制の充実

子ども・若者やその家族などを対象に、子ども・若者に関するあらゆる相談に応じるとともに、緊急性や専門性が高い相談については専門相談機関へつなぐことにより適切な支援を行います。

② 障がい児支援の充実

療育、保育、教育、福祉、医療、就労等の関係機関の連携のもと、障がいのある子どもに対する切れ目のない支援体制を図り、障がいのある子ども本人に対する支援のほか、家族に対する精神的なフォローを行うなど、乳幼児期から成人期までの相談支援体制の充実に取り組みます。

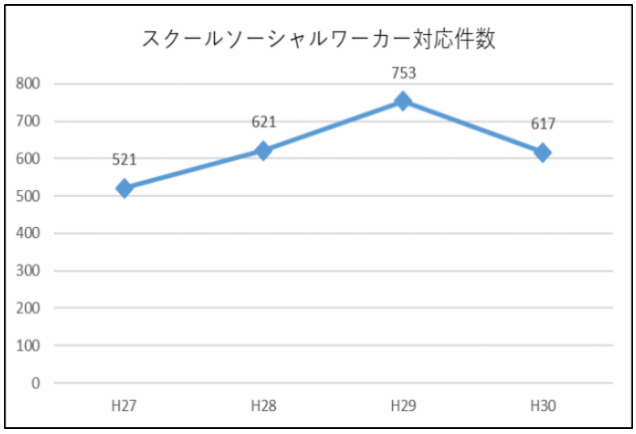
【主な事業・取組】

事業名	事業内容	担当課
子ども・若者総合相談センター運営	子ども・若者やその家族などを対象に、子ども・若者に関するあらゆる相談に応じるとともに、緊急性や専門性が高い相談は専門相談機関へつなぐことにより適切な支援を行う。	子ども・若者総合相談センター
スクールソーシャルワーカー（SSW）配置事業	生徒指導上の諸問題の積極的予防及び解消のためにSSWを配置し、課題や環境の改善を図る。	総合支援課
スクールカウンセラー配置事業	児童生徒の問題行動や心のケアについてカウンセリング等による対応を行うため、SCを配置する。	
教育相談等経費	様々な理由から登校できない児童生徒に対して、社会的自立支援を実施する。	
学校教育コンシェルジュ設置経費	保護者からの学校教育に関するあらゆる相談を受け、専門的な助言に加え、必要な支援を行う学校教育コンシェルジュを設置する。	
日中一時支援事業	家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的休息のため、障がい児の日中における活動の場を提供する。	障がい保健福祉課
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する。	
短期入所	居宅において介護を行う者の疾病や休息のため、一時的な保護等を必要とする障がい児に対し、短期の入所による入浴・排泄・食事の介護等を行う。	
児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う。	
保育所等訪問支援	障がい児が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	

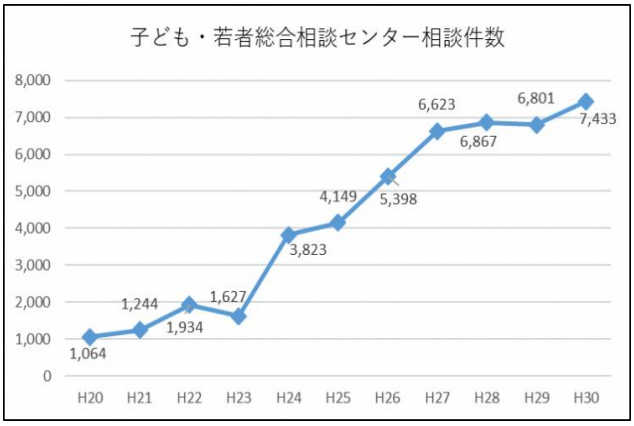
障害児相談支援	サービス利用の調整を必要とする人に対し、利用計画を作成する。	障がい保健福祉課
医療型児童発達支援	肢体不自由がある障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や治療等を行う。	
障害児等療育支援事業経費	在宅の心身障がい児（者）の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられるよう療育機能の充実を図る。	
難聴児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中度の聴覚障がいのある児童に対して、補聴器の購入費用の一部を助成する。	
居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事における支援等、日常生活の範囲における介護サービスを行う。	
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行う。	
重症心身障がい児等在宅支援事業	在宅で生活する重症心身障がい児等が安心して生活できるよう、支援に関わる関係機関と連携を図り、多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとなる人材を育成する。	
子ども発達支援センター運営経費	障がい児等に対し、医師等の専門スタッフによる相談、診察、検査、初期の療育、地域支援等を行う。	子ども発達支援センター
ペアレントトレーニング事業	保護者が子どもの特性を理解し、適切な対応をする方法を学ぶペアレントプログラム、ペアレントトレーニングを行う。また、発達障がいに関する講演会、保育所等における発達支援コーディネーターの養成を行う。	

子育てスマイルサポート事業	言語聴覚士を区役所保健子ども課に派遣し、乳幼児健診後等の相談・支援業務にあたり、専門相談・支援機関等とのスムーズな連携支援を行う。	子ども発達支援センター
地域療育関連経費	ネットワーク型発達支援システムの構築や地域の支援体制の充実等のため、会議開催や発達支援ネットワークづくり等に取り組む。	
発達障がい者支援センター運営事業経費	自閉スペクトラム症等の特有な発達障がいを有する発達障がい児（者）に対する相談支援・発達支援・就労支援等を行う。	
発達障がい地域支援体制サポート事業	発達障がい者支援センターに、発達障がい地域支援マネジャー（１名）を配置し、発達障がい児者の生活環境に関係ある学校や企業等に支援方法の助言や研修・啓発等を行う。	
幼稚園障がい児教育経費（ことばの教室）	幼稚園通級指導教室「ことばの教室」の運営を行う。	総合支援課
幼稚園障がい児教育経費（あゆみの教室）	幼稚園通級指導教室「あゆみの教室」の運営を行う。	
学級支援員派遣経費	教育活動において支援を要する学級に対し、学級支援員を派遣する。	

【関連データ】



総合支援課調べ



子ども・若者総合相談センター調べ

施策３　有害環境対策の推進

【現状と課題】

- ◆ インターネットによる有害情報の氾濫等、子どもの健全な成長や安全が脅かされる問題が生じています。
- ◆ 子どもを守る有害環境への対応に社会全体で取り組み、子どもが健やかに成長できる環境づくりを行う必要があります。

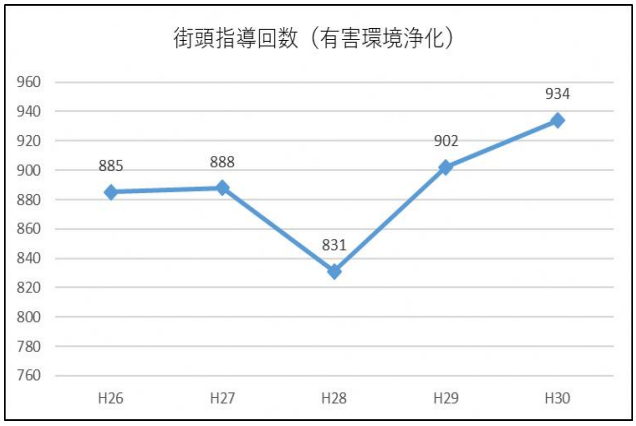
【施策の方向性】

- ◆ インターネットに起因する福祉犯被害等の実態から、フィルタリングの普及や「自撮り被害」などの被害の未然防止のために、チラシや便りの作成、非行・被害防止を目的とした講師の派遣活動を通して、広報啓発活動を推進します。
- ◆ 街頭指導をとおして、有害図書等の自動販売機及び店頭販売の実態について把握し、内容によっては関係機関への通報、関係業界への条例の遵守、自主規制などの要望を行います。

【主な事業・取組】

事業名	事業内容	担当課
青少年センター活動 （有害環境の浄化活動）	携帯電話等インターネット接続機器からの有害情報の閲覧防止や有害図書等の販売への対応を行う。	青少年教育課

【関連データ】



青少年教育課調べ

基本方針２　子どもの心身の健やかな成長を育む支援

施策１　子どもの健康づくりの推進

【現状と課題】

- ◆ 食育への関心度や家庭での共食は、世帯構造や生活の多様化等により、家庭だけで取組を進めることは困難な状況です。一方、校区単位の健康まちづくり等による地域や関係団体等との連携による活動は推進されていることから、今後、地域での共食など食を通じたコミュニケーションが必要となってきます。
- ◆ 子どものむし歯予防のためには、妊産婦やその家族に対して、妊婦歯科健診の受診勧奨や歯科相談などの啓発が必要です。また、保育所、学校、関係機関等と連携した、歯と口腔の健康づくりの取組を推進することが求められています。

【施策の方向性】

- ◆ 特に子どものうちに健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育む基礎となるため、家庭・保育所・学校等の連携による食育の推進を図ります。
- ◆ ２０歳から３０歳代の保護者世代においては、食の乱れが特にみられ、このことは、本人の将来や健康にもつながるだけでなく、これから親になる世代でもあるため、次世代へ食に関する知識や取組をつなげていきます。
- ◆ 子どもの歯と口腔の健康づくりは、むし歯予防だけでなく、食べる機能及び発語機能の発達という点から、子どもの豊かな食生活や楽しい会話の基礎となる重要なものであるため、妊娠期、乳幼児期、学童期に応じた取組の推進を図ります。

①　食育推進ネットワークの充実

保護者世代において、乳幼児期の食育の重要性に対しての意識が低いことから、朝食の欠食や共食についての啓発の強化と、地域支援者等の資質向上を図ります。

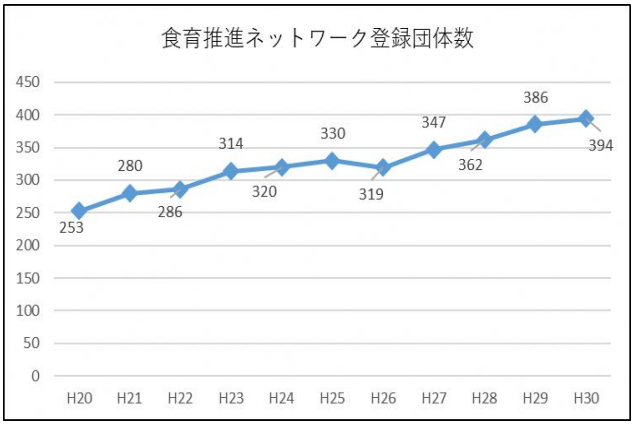
②　歯と口腔の健康づくりの推進

妊娠期は、妊産婦とその家族へ、定期的な歯科健診の啓発などを通して、健やかな妊娠生活を支援します。乳幼児期（０歳～６歳）は、フッ化物洗口やフッ化物塗布などにより、乳幼児の歯と口腔の健やかな発達と楽しい育児を支援します。学童期（７歳～１２歳）は、自分のお口にあった歯みがき習慣を身につけ、フッ化物洗口による、むし歯や歯肉炎のない楽しい学校生活を支援します。

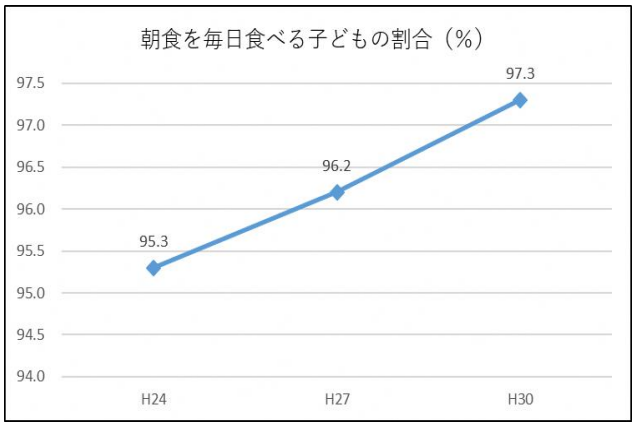
【主な事業・取組】

事業名	事業内容	担当課
食育推進ネットワーク事業	乳幼児期の子ども達とその保護者の食育に携わる、地域支援者、保育所等とが連携・協力する体制を整備し、地域における食育活動を展開する。	健康づくり推進課
食の安全安心・食育推進事業（再掲）	市民自らが食に対する関心と理解を深め、家庭における健全な食生活を実践するめの施策に取組むとともに、乳幼児期に健全な食生活を確立するため、家庭、保育所等の連携による食育の推進を図る。	健康づくり推進課
学校給食充実関連経費	学校給食における食物アレルギー対応を行う。	健康教育課
子どもの健康づくり・体力向上推進経費	体力・生活習慣・食生活など関連付けた体力向上を推進する。	
幼児健診事業	幼児の健全な発育と健康の保持・増進を目指し、異常の早期発見を図り、生活習慣の自立や育児に関する保健指導等を行う。	子ども政策課
妊婦歯科健診事業	妊婦歯科健診により、生まれてくる子どものむし歯予防や早産防止を図る。	
フッ化物洗口事業	乳歯から永久歯に生え変わる乳幼児期、小学生期に、フッ化物洗口を積極的に利用することで、むし歯予防を推進する。	健康づくり推進課

【関連データ】



健康づくり推進課調べ



健康づくり推進課調べ

施策２　学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進

【現状と課題】

- ◆ 全国的に、ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が増加しており、自立に向けた支援が求められています。
- ◆ 学童期・思春期は心身の成長期である一方で、家族や友人との関係、進路選択などの悩みを抱えながら、こころのバランスを崩しやすい時期です。様々な不安や葛藤から、精神疾患のほか、不登校、自傷行為、非行などの問題を抱えやすいため、子ども・若者を理解し寄り添った支援が必要です。

【施策の方向性】

- ◆ 思春期は、子どもから大人への移行期であり、心も体も大きく成長する時期です。特有の不安や悩み、ストレスも大きくなることから、思春期の子どもに対する相談体制を充実します。
- ◆ 思春期の子どもたちが抱える課題や問題には、子どもだけでなく家族も含めた多角的な支援が求められます。そのため、関係機関への技術支援など他機関と連携して支援を行います。

①　相談体制の充実

思春期の子どもやその家族等を対象に、思春期の精神保健に関する相談に応じるとともに、よりニーズにあった関係機関へのつなぎを行います。

②　研修・普及啓発活動の充実

思春期の精神保健の課題に焦点を当てた担当者向け研修やひきこもりの理解や対応に関する研修を行います。また、薬物・アルコール等の依存症についての正しい知識の普及啓発活動を行います。

【主な事業・取組】

事業名	事業内容	担当課
産前・産後母子支援事業	特定妊婦等への支援体制強化のため、コーディネーターや看護師等を配置し、区役所等と連携し、妊娠期から出産後までの継続した相談支援の実施（専用相談電話〔２４時間・年中休〕）を行う。	子ども政策課

子ども・若者総合相談センター運営（再掲）	子ども・若者やその家族などを対象に、子ども・若者に関するあらゆる相談に応じるとともに、緊急性や専門性が高い相談については専門相談機関へつなぐことにより適切な支援を行う。	子ども・若者総合相談センター
精神保健福祉相談	思春期に関する精神保健福祉相談、関係機関への技術支援を行う。	こころの健康センター
依存症対策事業	依存症支援者向け研修会、依存症市民向け講演会や出前講座を通して、薬物・アルコール・喫煙等に関する普及啓発活動を行う。	
思春期精神保健福祉研修会	思春期の精神保健の課題に焦点を当てた担当者向け研修を行う。	
ひきこもり地域支援センター経費	市民、医療・保健・福祉・教育関係機関への相談対応、ひきこもりの理解や対応に関する研修を行う。	

【関連データ】



こころの健康センター調べ

施策３　子ども・青少年の健全育成

【現状と課題】

◆ 近年の子ども等を取り巻く情勢は、社会環境の変化、ライフスタイルや価値観の多様化等により大きく変化しており、社会規範意識の希薄化が課題となっています。

【施策の方向性】

◆ 次代を担う子ども等が規範意識や社会性、道徳性を身に付け、豊かな人間性を育むことができるよう、発達段階に応じたさまざまな体験の機会を充実します。

◆ 子どもたちが、創造力や感性を高め、多様な価値観やコミュニケーション能力を身に付けることができるよう、学校や地域コミュニティとも連携しながら、子ども等に科学等を体験する機会を提供します。

【主な事業・取組】

事業名	事業内容	担当課
勤労青少年ホーム管理経費	勤労青少年の福利厚生及び健全育成を図るための施設の運営を行う。また施設を維持するための研修や関係団体との連携、利用する青少年のための環境整備を行う。	子ども支援課
勤労青少年ホーム事業経費	青少年が主体的に取り組むことにより、職業生活に役立ち、社会人として成長できるような事業を推進する。また、青少年のニーズに合った、人材育成に役立つ口座の開催や意欲・向上心・連帯感を育む行事や発表会を開催する。	
すこやか交流広場管理運営経費	自然とのふれあいを通じて、子どもから高齢者までの交流の機会を創出することで、地域福祉の向上を図る。	健康福祉政策課
校区青少年健全育成助成	校区青少年健全育成協議会の活動を支援する。	生涯学習課
中学生地域交流推進事業経費	中学生地域交流推進事業を開催する。	

プレイパーク関連経費	地域におけるプレイパークを開催する。	生涯学習課
青少年活動支援経費	子ども会等の青少年団体を支援する。	
公民館子ども活動支援経費	子どもチャレンジ公民館等を開催する。	
放課後子どもスポーツ教室	地域住民が自主運営する総合型地域スポーツクラブや校区体育協会の運営により小学３年生を対象に、小学校の体育館等を利用し実施する。	スポーツ振興課
子ども科学・ものづくり事業（教室）	主に小中学生を対象に、科学実験や科学工作等の直接体験の場を提供する。	熊本博物館

【関連データ】



生涯学習課調べ

基本方針３　子どもの権利擁護と援助を必要とする子どもへの支援

施策１　子どもの権利の啓発及び児童虐待防止

【現状と課題】

- ◆ 児童虐待に関する相談件数は、平成３０年度は９０８件と平成２７年度の６０４件に比べて大きく増加しています。児童相談所及び区役所において相談体制を強化する必要があります。
- ◆ 平成２８年の児童福祉法の改正により、子どもが権利の主体であることや実親による養育が困難であれば、里親等で養育されるよう家庭的養育優先の理念が規定される等、里親制度の推進が求められています。
- ◆ いじめ、体罰、虐待など、子どもたちの人権が守られていない現状があります。大人は子どもの権利について正しく理解し、それを子どもたちにも伝えていくことが必要です。

【施策の方向性】

- ◆ 児童虐待は児童の権利を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることから、児童虐待予防及び早期発見に取組むため、児童相談所等の体制強化に取り組みます。
- ◆ 「施設から里親へ」という法の理念を踏まえ、里親委託を積極的に取り組みます。
- ◆ 子どもの権利について全ての市民の理解が進むよう取り組みます。

① 児童虐待防止対策の推進

一人ひとりの子どもが、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、虐待の未然防止から、早期発見・早期対応、再発防止、被害を受けた子どもの回復と社会的自立を支援するため、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として「児童家庭支援センター」を設置します。

② 社会的養護体制の充実

社会的養護が必要な子どもを、家庭的な環境で養育するため、里親やファミリーホームに迎え入れて養育する家庭的養護を進め、里親のリクルートや里親に対する研修、マッチング、里親養育への支援に至るまでの業務を包括的に行う機関として「フォスタリング機関」を設置し、質の高い里親養育を実現します。

③ 子どもの権利の啓発

子どもの健やかな成長のためには、子どもを取り巻く全ての人が子どもを一人の人間として尊重する意識の醸成が重要であることから、「児童の権利に関する条約」や

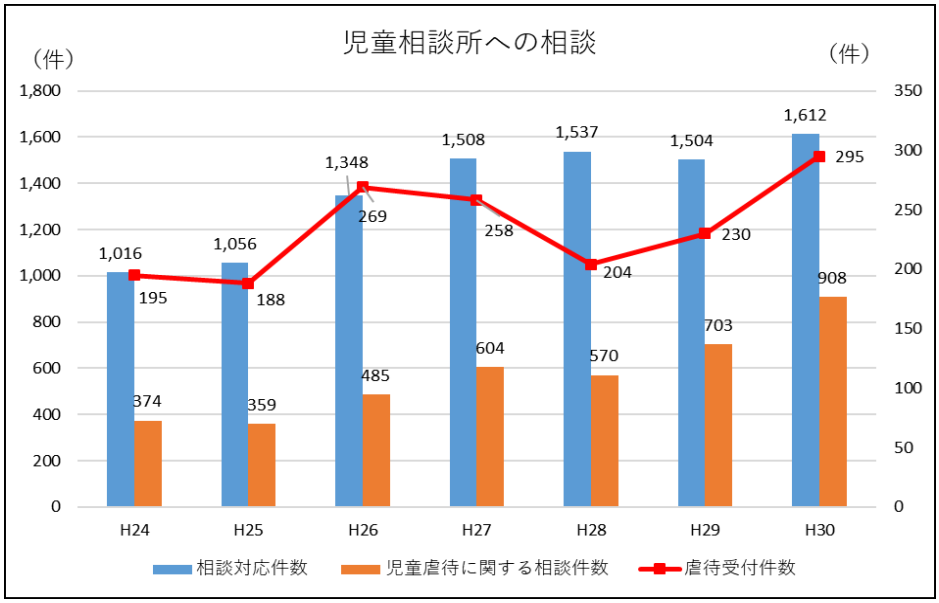
熊本市民「子ども憲章」を念頭に、子どもの視点に立ち、家庭、地域、認定こども園、保育所・幼稚園、学校、企業・事業所、行政機関等が連携し、子どもの人権について語り合い、理解する機会を数多く設け、子どもの権利の啓発を進めます。

【主な事業・取組】

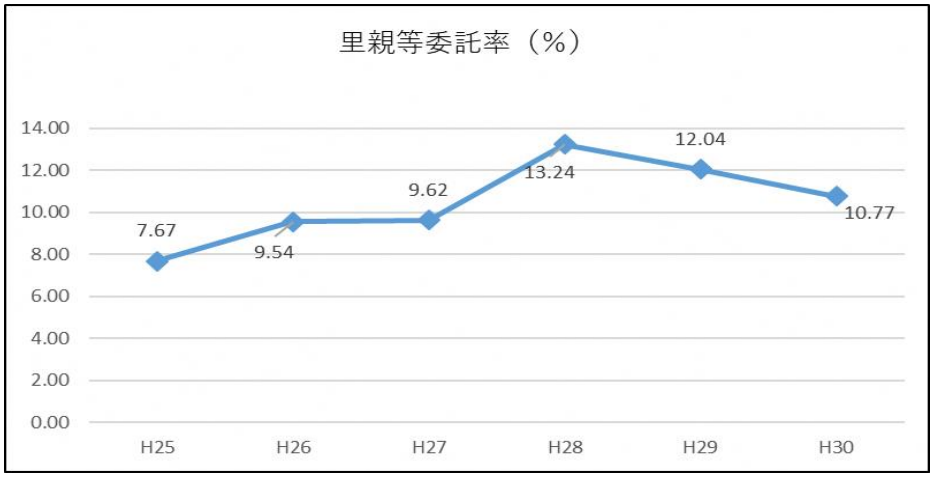
事業名	事業内容	担当課
要保護児童対策事業	要保護児童等の通告、相談支援への対応及び要保護児童対策地域協議会を通じた関係機関との連携・連絡調整を実施し、児童虐待の予防及び早期発見・対応を行う。	子ども政策課
産前・産後母子支援事業（再掲）	特定妊婦等への支援体制強化のため、コーディネーターや看護師等を配置し、区役所等と連携し、妊娠期から出産後までの継続した相談支援の実施（専用相談電話〔２４時間・年中休〕）を行う。	
被措置児童等虐待事案対応	児童福祉施設内部で施設職員等が入所している児童等について虐待行為を行った場合において、必要があると認めた場合に、施設に対して調査、指導等を行う。	
児童虐待防止対策支援事業	児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関等の協力を得て、高度で専門的な対応を可能とする体制の確保を行う。	児童相談所
里親養育包括支援事業（再掲）	里親養育支援に関する相談・支援を総合的に行う。	児童相談所
熊本県社会的養育推進計画の策定（再掲）	熊本県と連携・調整を行い、子どもの権利擁護の推進、家庭養育優先の原則を踏まえた里親委託の推進及び児童相談体制の機能強化等を行う。	子ども政策課 児童相談所
人権啓発事業	人権映画会の開催、人権啓発作品の公募、小学校での「人権の花運動」などの参加型の人権啓発事業を通して、人権に対する意識の高揚を図る。	人権推進総室

子どもフォーラム	「児童の権利に関する条約」の周知と「子どもの意見表明の機会」の確保を行う。	人権教育指導室
いじめ・不登校対策経費	小学校へ「心のサポート相談員」の配置や不登校等児童生徒に対する大学生「ユア・フレンド」の派遣、児童生徒の緊急的な心のケア等を行う相談員の派遣等を行う。	総合支援課
いじめ防止対策推進法関連経費	教育委員会や学校でいじめ防止等対策を推進する組織を設置し、いじめ防止を図る	

【関連データ】



児童相談所調べ


里親等委託率（%）
14.00
12.00
10.00
8.00
6.00
4.00
2.00
0.00
7.67
9.54
9.62
13.24
12.04
10.77
H25
H26
H27
H28
H29
H30

児童相談所調べ

施策２　子どもの貧困対策の推進

【現状と課題】

◆ 子どもの貧困が社会問題化するなか、平成２９年度に「子どもの生活等実態調査」を実施したところ、子どもの貧困率は１４．０%に上りました。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、学習支援等の対策を強化する必要があります。

【施策の方向性】

◆ 子どもの貧困は、経済的な問題のみならず、家庭環境の不安定さからくる教育の機会や親子の関わりの欠如、社会的つながりの希薄化、生活習慣の乱れ等、様々な問題が相互に関係していることが分かりました。そこで、平成３１年１月、「子どもの未来応援アクションプラン（子どもの貧困対策計画)」を策定し、総合的な施策を展開します。

① 学習支援の推進

生活保護受給世帯の中学生を対象に、高校進学へ向けた基礎学力向上のための支援や、教員退職者や地域の協力者の支援による空き教室等を利用した「放課後学習教室」を実施し、学習の機会の充実を図ることにより、基礎学力の定着に向けた学習支援を進めます。

② 子どもや保護者への生活支援

共働き世帯の子どもの孤食防止や居場所づくり、多世代交流によるコミュニケーション力の向上や地域とのつながりが図られる子ども食堂等への支援を拡大するとともに、子どもたちが安心して利用できるようフードバンクや子ども食堂主催者への衛生指導や食品安全管理に関する情報提供を行います。

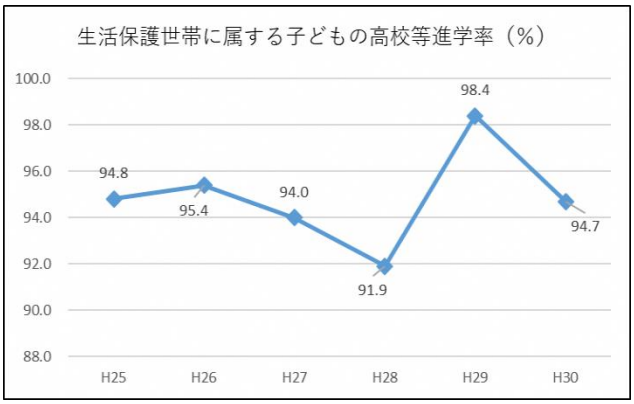
③ 経済的支援の充実

家庭の生活の基礎や小中学生の就学及び高校大学生の修学の経済的支援のため、状況に応じて、各種手当の支給や貸付等の経済的な支援を行います。

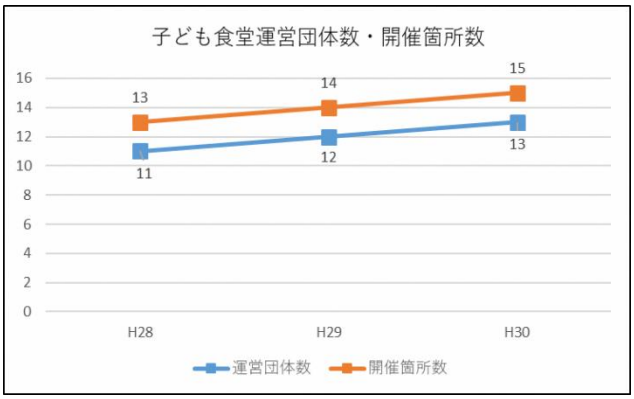
【主な事業・取組】

事業名	事業内容	担当課
放課後学習教室事業	子どもの将来が家庭の環境で左右されることなく、世代を超えて連鎖することがないよう、教員退職者等の支援による空き教室を活用した学習支援を行う。	子ども政策課
子どもの学習支援事業（再掲）	生活保護受給世帯の中学生等を対象に高等学校等への進学等に向けた基礎学力向上のための学習支援を実施する。	保護管理援護課
事業ごみ減量・リサイクル推進経費	本市要綱で定める多量排出事業所等を対象に実施するごみ減量・リサイクルの立入調査において、フードバンク活動の紹介と、活動への協力を行う。	ごみ減量推進課
子どもの未来応援基金事業（再掲）	子どもの居場所づくりや多世代交流によるコミュニケーション力の向上及び地域とのつながりが図られるよう子ども食堂への支援を行う。	子ども政策課
就学援助事業	経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒のため、保護者に対し学用品費・学校給食費等の援助を行う。	学務課
奨学金貸付事業	高校大学等に在学する者で、経済的理由により修学が困難な者に対し奨学金の貸付を行う。	

【関連データ】



保護管理援護課調べ



子ども政策課調べ

施策３　外国人等の子どもへの支援及び配慮

【現状と課題】

◆　現在、在住外国人数は年々増加しており、外国籍又は外国につながる子どもも増加傾向にあります。

◆　平成３１年４月に施行された改正入管難民法では、新たな在留資格が設けられるなど、在住外国人はますます増加することが見込まれていることから、手続きの多言語化や外国人児童生徒に対する教育の支援が必要です。

【施策の方向性】

◆　国際化が進展する中、外国籍又は外国につながる子どもたちが、保健、福祉、教育など様々な分野で必要な支援を受けられるようにする必要があります。特に、言語、生活習慣、文化等の違い等を踏まえた多言語での生活全般に係る情報提供や相談等を実施するとともに、子どもの保育や学校生活や就学・進路などの支援の充実を図ります。

【主な事業・取組】

事業名	事業内容	担当課
子育て世代包括支援センター事業	外国語に対応した親子（母子）健康手帳の交付を行う。	子ども政策課
熊本市国際交流会館指定管理事業	子育てや教育など生活全般の相談に多言語で対応する熊本市外国人総合相談プラザ運営、外国籍の子どもの教育支援事業等を行う。	国際課
国際教育関係経費（再掲）	帰国・外国人児童生徒等に対する日本語の指導及び学習指導、生活適応指導等を行い小中学校における外国人児童生徒等の教育充実を図る。	指導課

【関連データ】



国際課調べ

基本目標Ⅱ　安心して子どもを産み育てられる環境づくり

安心して子どもを出産し、子育てができるよう、出産前から出産後、乳幼児期等の切れ目のない支援を行うとともに、一人ひとりの子どもが健やかに生まれ育つよう、子どもの養育が困難な状況にある家庭やひとり親家庭、障がいや疾患のある子どもなど、すべての子どもや子育て家庭に対して、必要な支援を確実に届けていく等、ライフステージに応じた支援を行うことが大切です。

また、母親の就業率の向上等に伴い、今後、保育ニーズの高まりや児童育成クラブの利用者の増加が想定されることから、保育士等の人材確保に努めるとともに、児童育成クラブは、入会要件を満たす者全てを受け入れていることで、施設が狭くなっているところがあり、改善が必要となっています。

そのようなことから、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、妊娠・出産・子育てしやすい環境づくり及び子育て支援サービスの充実等に取り組みます。

【重点取組】

事業名	事業内容	担当課
保育士就職支援事業	保育士等の就職支援及びコーディネーター配置を行う。	保育幼稚園課
放課後児童対策関連事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る。	青少年教育課

基本方針１　妊娠・出産・子育てしやすい環境づくり

施策１　妊娠・出産などに関する母子保健対策の適切な実施

【現状と課題】

- ◆ 地域のつながりの希薄化、家庭環境の多様化により、子育て家庭が孤立することで子育てに不安を抱えるなど、子どもと親を取り巻く環境は厳しいものとなっていることから、妊娠・出産期から子育てまで、母子への切れ目のない支援が必要となっています。
- ◆ 産後うつやハイリスク者が増加傾向にあることから、産後間もない時期の育児の不安や負担、不調を訴える妊婦に対する医療的ケアが求められています。

【施策の方向性】

- ◆ 母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行います。親子（母子）健康手帳の交付時における相談対応・情報提供や妊婦健康診査の費用助成による受診勧奨などの支援を行います。
- ◆ 乳幼児期の子どもが安全で健康に過ごすことができるよう、適切な時期に健康診査の受診勧奨を行い、障がい等の早期発見・早期支援につなげるため、必要に応じて、保健指導や関係機関への紹介などを行います。
- ◆ 産後のケアを行うことで、産後うつの重症化や新生児・乳児への虐待防止等につなげます。

①　妊娠・出産期からの切れ目のない支援

各区に設置した子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産・子育てに関する悩み等に対して、地域の実情に応じて、子育てに関する相談支援を行います。

②　関係機関との連携の強化

産科医療機関等との研修会、連絡会を通じ、情報の共有を図り、妊産婦を支える地域の包括体制の構築に取り組みます。

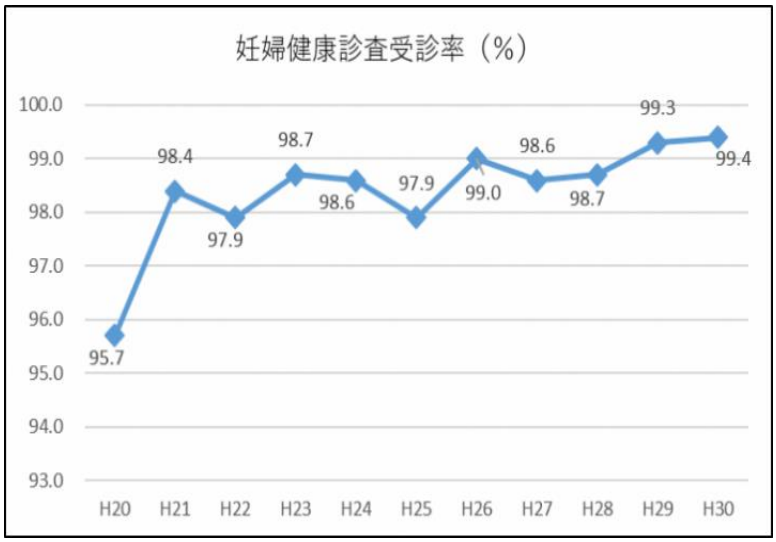
③　産後ケアの充実

母親の身体的ケア、保健指導及び栄養指導や心理的ケアを行い、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援を行います。

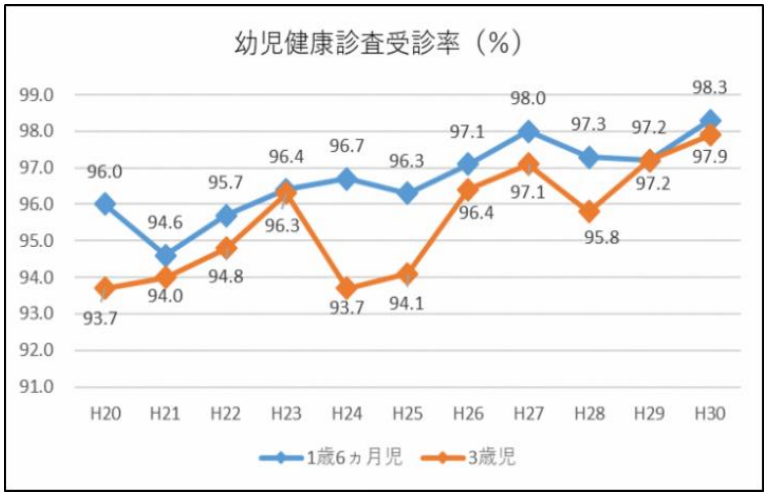
【主な事業・取組】

事業名	事業内容	担当課
子育て世代包括支援センター事業（再掲）	親子（母子）健康手帳の交付時より、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。	子ども政策課
妊婦・乳児健康診査事業	妊娠中及び乳児期の健康診査を行うことにより、疾病の早期発見や健康管理等を行い、健全な発育を図る。	
幼児健診事業（再掲）	幼児の健全な発育と健康の保持・増進を目指し、異常の早期発見を図り、生活習慣の自立や育児に関する保健指導等を行う。	
先天性代謝異常等検査事業	新生児に対して検査を行うことで、障がいの原因となる異常を早期に発見し、障がいの発現の防止を図る。	
乳幼児経過観察健診	乳幼児健康診査等で、心身の発育・発達・遅滞の疑いのある児に対し、専門医の診察を行い、適切な支援へつなぐ。	

【関連データ】



子ども政策課調べ



子ども政策課調べ

施策２　適切な医療体制の確保

【現状と課題】

- ◆ 休日夜間急患センター（熊本地域医療センター内）を設置し、小児科等で３６５日２４時間いつでも受診できる初期救急医療体制を整備しています。また、重篤な小児救急患者等に２４時間体制で対応する小児救命救急センター（熊本赤十字病院）及び小児救急医療拠点病院（熊本赤十字病院、熊本地域医療センター）が整備されています。
- ◆ 初期救急医療体制については、従事する医師の高齢化や今後予定されている働き方改革の影響も考慮し、持続可能な初期救急医療体制について検討が必要です。

【施策の方向性】

- ◆ 市民に対しては、今後も、かかりつけ医を持つことの意義やその役割、救急医療の適切な利用方法について広報啓発を行い、理解を求めながら「第７次熊本保健医療計画、第７次熊本・上益城地域保健医療計画」との連携を図りつつ、小児医療の充実を図ります。
- ◆ 熊本市民病院においては、「市民の生命と健康を守るために、安全で良質な医療を提供します」という理念を掲げ、これまで担ってきた小児・周産期医療の継続とともに、救急医療、急性期医療、政策医療においても専門的で質の高い医療を提供することで、市民の健康と福祉の向上に貢献します。

【主な事業・取組】

事業名	事業内容	担当課
救急医療対策経費	いつでも安心して適切な医療を受けることができるよう救急医療体制の確保を行う。	医療政策課
総合周産期母子医療センター管理運営	総合周産期母子医療センターとして、超低出生体重児、心疾患等の合併症を有する児、救急救命管理を要する異常妊娠・分娩・合併症妊娠の母体など、母体又は児におけるリスクの高い妊娠を対象とした周産期医療を行う。	熊本市民病院
重度心身障害者（児）医療費助成	重度の障がい児の、医療費の一部を助成する。	障がい保健福祉課

障がい児（者）口腔ケア地域リーダー養成事業	障がい児（者）への歯科診療技術向上に向けた歯科医師の実地実習を行う。	障がい保健福祉課
二種混合・四種混合予防接種経費	予防接種法に基づく定期予防接種を行う。	感染症対策課
MR ワクチン予防接種経費		
日本脳炎予防接種経費		
ＢＣＧ予防接種経費		
子宮頸がん予防接種経費		
ヒブ予防接種経費		
小児用肺炎球菌予防接種経費		
水痘予防接種経費		
B 型肝炎予防接種経費		

基本方針２　子育てサービスの充実

施策１　保育サービス及び幼児教育の充実

【現状と課題】

- ◆ 幼児教育・保育の無償化及び母親の就業率の向上に伴い、保育を必要とする子どもは増加すると考えられ、保育士の人材確保等が必要となっています。
- ◆ 保護者の就労形態の多様化に対応するため、延長保育等の保育サービスの充実が必要となっています。

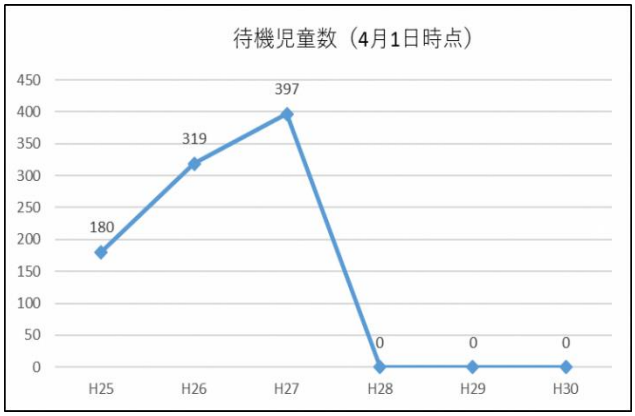
【施策の方向性】

- ◆ 幼児教育・保育の無償化及び母親の就業率の向上に伴い、今後、保育ニーズの高まりが予想されることから、保留児童を含めた実質的な待機児童の解消に向け、保育の量の拡充とともに、それを支える保育士の確保と処遇の改善を図ります。
- ◆ 多様化する保育ニーズに対応するため、保育所・幼稚園などにおける保育サービスの充実に取り組みます。

【主な事業・取組】

事業名	事業内容	担当課
保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得支援事業	保育教諭確保のための保育士資格、幼稚園教諭免許状取得支援を行う。	保育幼稚園課
保育士就職支援事業（再掲）	保育士等の就職支援及びコーディネーター配置を行う。	
家庭的保育等推進事業	子育て支援員を確保するための研修を行う。	

【関連データ】



保育幼稚園課調べ

施策２　放課後児童対策の充実

【現状と課題】

- ◆ 共働き家庭の増加などにより、放課後に保護者が不在の家庭が年々増加しています。児童育成クラブでは、小１～小３の入会要件を満たす全ての児童を受け入れていることから、施設が狭くなっているところがあり、改善が必要です。
- ◆ 放課後子どもスポーツ教室は、放課後に使用できる曜日や時間が限られていることから実施できない学校があり、検討が必要です。

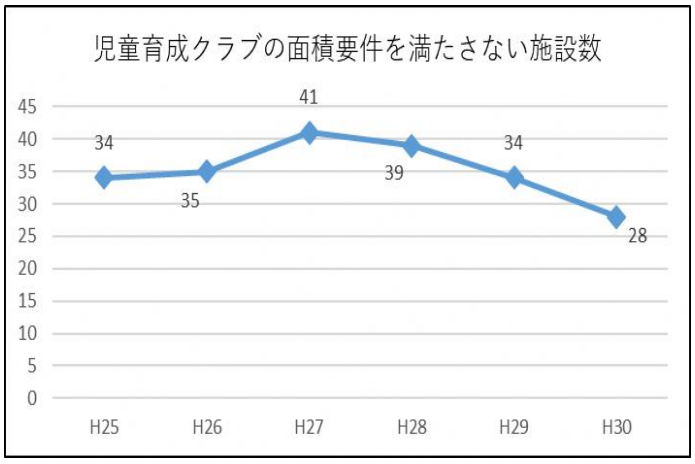
【施策の方向性】

- ◆ 児童育成クラブは、新・放課後子ども総合プランを視野に入れ、小学校高学年の児童の受け入れや全ての児童育成クラブでの児童一人あたりの面積要件の達成を目指し、余裕教室の利用拡大を基本に検討を行います。また、学校施設の活用方策や放課後の児童のあり方について、熊本市放課後子ども総合プラン運営推進委員会で検討を行います。
- ◆ 放課後子どもスポーツ教室は、全小学校での開催を目指して、小学３年生を対象に開催していくとともに、学校の実情等により、対象学年を２年生にしていくことも検討します。

【主な事業・取組】

事業名	事業内容	担当課
放課後児童対策関連事業（再掲）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る。	青少年教育課
放課後子どもスポーツ教室	地域住民が自主運営する総合型地域スポーツクラブや校区体育協会の運営により、小学３年生を対象に、小学校の体育館等を利用しスポーツ教室を行う。	スポーツ振興課
学びノート教室	小学生を対象に、放課後の小学校において学びノート教室を開催する。	指導課

【関連データ】



青少年教育課調べ

基本方針３　経済的な支援の充実

施策１　妊娠・子育てにおける経済的な負担軽減

【現状と課題】

- ◆ 子育てにかかる経済的負担の軽減が求められており、子ども医療費の助成については、中学３年生まで医療費助成制度を拡充し、今後、制度改正後の効果について検証を行う必要があります。
- ◆ 子どもをもつことを希望しているにも関わらず、不妊に悩み、治療を受ける夫婦については、その心理的、経済的負担が大きくなっており、負担の軽減が求められています。

【施策の方向性】

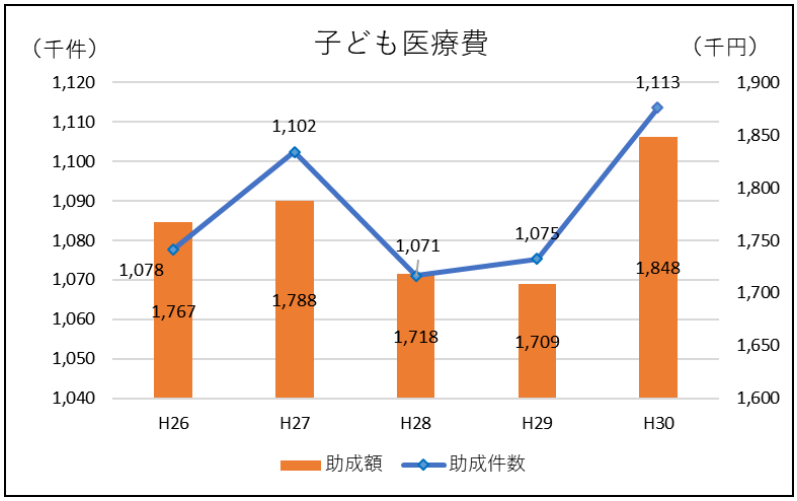
- ◆ 子ども医療費助成制度については、制度改正後の利用実績等を踏まえ、検証を行います。
- ◆ 子育ての負担が大きい多子世帯に対し、子育てによる負担軽減を図るため、病児病後児保育やファミリーサポート事業での助成の検討を行います。
- ◆ 子どもを持つことを望んでいるにかかわらず、不妊に悩む方に対して、不妊治療費への助成を行います。

【主な事業・取組】

事業名	事業内容	担当課
子ども医療費助成	中学３年生までの子どもの医療費を助成することにより、子どもの健康の保持及び健全な育成並びに養育者の経済的支援を図る。	子ども支援課
ファミリー・サポート・センター事業	子どもを預けたい方・預かりたい方からなる会員組織として相互援助活動を支援し、仕事と育児を両立できる環境の整備を図るとともに、安心して子育てができる環境づくりを行う。	
不妊治療費助成事業	費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図る。（体外受精に加え、Ｒ１．１０月より人工授精も対象）	子ども政策課

小児慢性特定疾病医療支援	小児慢性特定疾病医療についての治療方法の確立と普及、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう、医療費の自己負担分の補助を行う。	子ども政策課
病児・病後児保育事業	小学６年生までの病児または病気の回復期で集団保育が困難な児童を専用の施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労を支援する。	子ども支援課
児童手当給付経費	児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定を図る。	
乳幼児世帯へのごみ袋交付事業	３歳未満の乳幼児がいる家庭や障がい者（児）のいる家庭の子育て支援の一環として、一定枚数の指定ごみ袋の交付を行う。 ※乳幼児のほか、生活保護受給者や高齢・障がいによる紙おむつ使用者等にも交付。	廃棄物計画課

【関連データ】



子ども支援課調べ

施策２　ひとり親家庭に対する自立支援の促進

【現状と課題】

- ◆ ふたり親世帯と比較し、ひとり親世帯では所得が低く、特に母子世帯では差が顕著です。
- ◆ 生活や子育てに対する不安やイライラ等の感情を子どもに向けてしまうなど、精神的なゆとりも損なわれている状況がみられます。
- ◆ 社会性が希薄で、地域や社会から孤立し、周囲からの支援が届かない場合もあります。

【施策の方向性】

- ◆ 経済的困難を抱える家庭に対して、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて、関係機関と連携して取り組みます。
- ◆ ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、それぞれの家庭が抱える問題についての相談にきめ細かに対応するとともに、子育てと仕事の両立など、自立に向けた支援を行います。

①　経済的支援の充実

経済的支援を必要とするひとり親家庭に対し、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行います。

②　就労支援の充実

就労意欲がありながら、十分な就労が行えていない場合もあることから、就労を支援する自立支援プログラム策定員を増員するとともに、他の支援事業の情報提供等を行うことで就労につなげます。

③　相談体制の充実

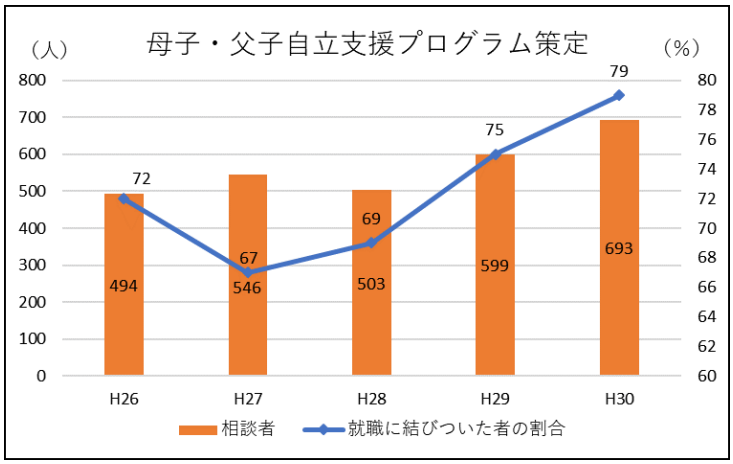
生活相談及び臨床心理士やキャリアカウンセラーによるカウンセリング等の各種相談を行い、精神的な安定及び地域や社会からの孤立の防止を図ります。

【主な事業・取組】

事業名	事業内容	担当課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭及び父子家庭の者が、通学や疾病、冠婚葬祭等により一時的に日常生活の援助や保育サービスが必要となる場合に、登録された家庭生活支援員を派遣し身の回りの世話等を行う。	子ども支援課
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	・ひとり親家庭の母又は父が安定した職に就くことを目的として、本市が指定した資格取得のための講座等を受講し修了した場合、受講料の一部を助成し、ひとり親家庭の自立促進を支援する。 ・ひとり親家庭の生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間のうち一定期間において助成金を支給する。 【各区保健子ども課】	
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の所得を目指すひとり親家庭の親に対して貸付を行うことにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の自立促進を図る。	
児童扶養手当給付事業	父又は母と生計をおなじくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の母・父又は養育する者に対して児童扶養手当の支給を行う。 【各区保健子ども課】	
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の健康の増進及び福祉の向上を図ることを目的として、受給資格者が医療機関に支払う一部負担金の一部を助成する。 【各区保健子ども課】	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭等の経済的自立と生活の安定、児童福祉の向上を図るため各種資金の貸付を行う。 【各区保健子ども課】	

母子父子寡婦福祉資金償還促進事業	償還専門員を配置し、母子父子寡婦福祉資金滞納金の徴収を行い、未収金の解消を図る。	子ども支援課
障がい者・母子家庭の母の雇用対策事業	国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定の対象となった本市在住の母子家庭の母等を、公共職業安定所の紹介により常時雇用した本市内に事業所を有する事業主に対し、雇用奨励金を交付する。	しごとづくり推進室
母子・父子自立支援員設置事業	自立支援員を配置し、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供及び相談指導を行う。	子ども支援課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者で、就労意欲がありながら十分な就労が行えていない者に対し、相談員が面接等を実施し個人毎の自立支援計画書を作成し、関係機関等との連携を取りながら、個別毎に継続的な就労支援を行う。	
母子家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭及び寡婦の自立及び福祉の向上を図るため、各種相談や技能習得講座、教養講座、並びに児童健全育成事業等を行う。	
養育費相談員設置事業	養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取り決めや受取についての方法の相談を行い、ひとり親家庭の生活の安定を図る。	

【関連データ】



子ども支援課調べ

施策３　子育てを支援する住まいづくり

【現状と課題】

- ◆ 子育て家庭の住まいのニーズとして「住宅の防犯性」、「広さ・間取り」、「安全性・遮音性」等の住宅のニーズのほか、「近隣の人たちやコミュニティとの関わり」等の住環境ニーズもあり、子育ての状況に応じた住まいの確保への支援が求められています。
- ◆ 子育て家庭が住み替えない理由として、「物件に関する適切な情報の不足」や「住環境に関する情報が入りにくい」等があり、適切な情報の提供が求められています。

【施策の方向性】

- ◆ 住まいの確保に課題を抱える子育て家庭が安心して住み替え等ができるように、不動産関係団体、居住支援団体、住宅部局及び福祉部局等により構成される熊本市居住支援協議会において、情報を共有しながら、必要な施策について協議します。

【主な事業・取組】

事業名	事業内容	担当課
市営住宅の供給	・計画的な整備や入居管理の適正化を行い、真に住宅に困窮する世帯へ住宅を供給する。 ・子育て世代支援の取組みとして、入居の際の優遇措置を多子世帯（１８歳未満の児童が３人以上）及び母子（父子）世帯に対して実施する。	市営住宅課（熊本市市営住宅管理センター）
Saflanet(セーフラネット)あんしん住み替え相談窓口	民間賃貸住宅への入居を拒まれるなどの居住に課題を抱える方の住み替えについて、電話相談窓口の設置や相談会を実施する。	住宅政策課（熊本市居住支援協議会）
住宅セーフティネットに関わる民間住宅の登録促進	セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅）としての登録や、居住支援協議会への協力物件としての登録を促進する。	

基本目標Ⅲ　子育てしやすい地域社会の構築

仕事と子育ての両立の困難をはじめとした就労状況の変化に加え、家庭環境の多様化、経済的負担の不安等により出生数が減少しています。

また、核家族化や地域のつながりの希薄化等に伴い、子育て家庭の孤立化が課題となっており、子育て家庭の孤立化を防ぐ重要な役割を果たしている子育てサークルや子育て団体等との連携の強化が必要となっています。

さらに、子どもの安全確保は、安全安心な社会の要でありながら、共働き家庭の増加に伴い放課後の時間を過ごす子どもが増加する等、下校・帰宅の在り方が多様化し、保護者による見守りが困難な状況のなか、近年、子どもの登下校時での事件・事故が発生する等、子どもの安全が脅かされています。

そのようなことから、子育てしやすい地域社会の構築のため、ワーク・ライフ・バランスの推進及び地域全体で子どもを育む環境づくり等に取り組みます。

【重点取組】

事業名	事業内容	担当課
オレンジリボンサポーター養成講習会	児童虐待のない社会を目指し、子どもと子育てをする人たちが尊重され、安心し暮らせるまちづくりを実践する市民のための講習会を開催する。	子ども政策課
妊娠・出産包括支援事業	妊娠・出産・子育てに関する悩み等に対して、地域の実情に応じて、子育てに関する相談支援を行うとともに、妊産婦を支える地域の包括体制の構築を行う。	
結婚・子育て応援サイト事業	結婚から妊娠・出産・子育てなどのライフステージに応じた情報を提供することにより、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。	

基本方針１　ワーク・ライフ・バランスの推進

施策１　仕事と子育ての両立支援

【現状と課題】

◆ 育児に参加する男性の割合は増加しており、出産を機に仕事を辞める女性の割合は減少していますが、今後さらに、仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めていく必要があります。

【施策の方向性】

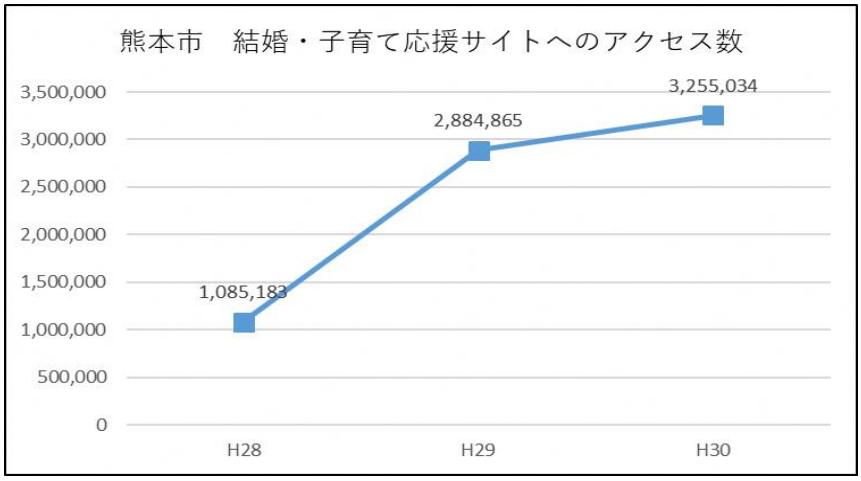
◆ 男女が共同で子育てを行う意識を高める取組が必要です。家庭、職場、学校等において、子育てへの男女共同参画についての理解促進を図ります。

◆ 企業における一般事業主行動計画に基づく労働時間の短縮や育児休業制度の充実など、子育てに配慮した多様な働き方を推進するための取組を支援します。あわせて、女性が、それぞれの希望に応じて働き続け、能力を発揮できる環境づくりを進めるため、企業における女性活躍推進や意識改革の取組を支援します。

【主な事業・取組】

事業名	事業内容	担当課
子育て支援優良企業事業	子育てしやすい職場環境が整備されている企業を認定することにより、取組み事例を広く周知し、社会的機運の醸成を図る。	子ども政策課
男女共同参画啓発事業	家庭・職場・学校・地域等での男女共同参画を進めるために、啓発誌などによる啓発活動や男女共同参画に関する出前講座等、学習機会の提供に取り組む。	男女共同参画課
男女共同参画啓発事業（男女共同参画センターはあもにい）	多様な市民ニーズを反映するため市民参加・参画を積極的に取り入れた、男女共同参画に関する基本的な講座、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する講座等を実施する。	

【関連データ】



子ども政策課調べ

施策２　女性の職業生活における活躍の推進

【現状と課題】

◆ 職業生活を営む女性が、結婚、妊娠、出産、育児等の理由によりやむを得ず退職することが多いこと、またその他の家庭生活に関する理由が職業生活に与える影響もあることから、子育て支援等の充実など、多様なニーズに対応し、育児や仕事を両立するための基盤づくりが必要です。

【施策の方向性】

◆ 働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できるよう、経済団体、労働者団体、関係団体、行政機関等が一体となり取り組みを推進します。

【主な事業・取組】

事業名	事業内容	担当課
社会参画支援事業（男女共同参画センターはあもにい）	市民ニーズを捉えつつ男女共同参画を推進する視点に基づき、男女共同参画センターはあもにいにおいて就労支援、キャリアアップ支援講座等を実施する。	男女共同参画課

基本方針２　地域全体で子どもを育む環境づくり

施策１　地域における子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

- ◆ 母親の就業率の向上等により、就園年齢が低下し、地域子育て支援施設の利用者数が減少傾向にあります。誰もが集まり、相談できる場づくりが求められています。
- ◆ 在宅の子育て家庭を中心に、子育ての負担感や不安感が増大していることから、地域ぐるみで子育てを支援していくことが必要です。
- ◆ 子育て家庭が、地域の中で安心して暮らせるよう、子育て家庭を応援する人たちを増やすことが求められています。
- ◆ ファミリー・サポート・センター事業等について、担い手の高齢化等が進み、確保が困難となっています。

【施策の方向性】

- ◆ 地域における子育て家庭の交流や不安・悩みの相談の場である子育て支援センター等の相談窓口については、利用者のニーズに合わせた周知方法の検討を行います。
- ◆ 子育て家庭の孤立感の解消や悩みの共有のため、子育てサークルやＮＰＯ等の支援に取り組みます。
- ◆ 子育て中の親に対する周囲の温かい眼差しや手助けが大切であること等の周知・啓発に取り組みます。
- ◆ ファミリー・サポート・センター事業等について、市民へ周知を行うことにより、担い手の確保に努め、活動の促進を図っていきます。

①　子育て支援センターの充実

これまでの周知に加え、ＳＮＳ等での周知を行います。

②　子育てサークル活動支援の推進

育児不安の解消や母親の孤立化を防止するため、子育てサークルに保健師や保育士等が関わり、活動の支援を行います。

③　オレンジリボンサポーターの充実

子育て中の親に対する周囲の温かい眼差しや手助けが大切であること等、市民の地域における子育て家庭への理解と支援が促進されるよう啓発を行います。

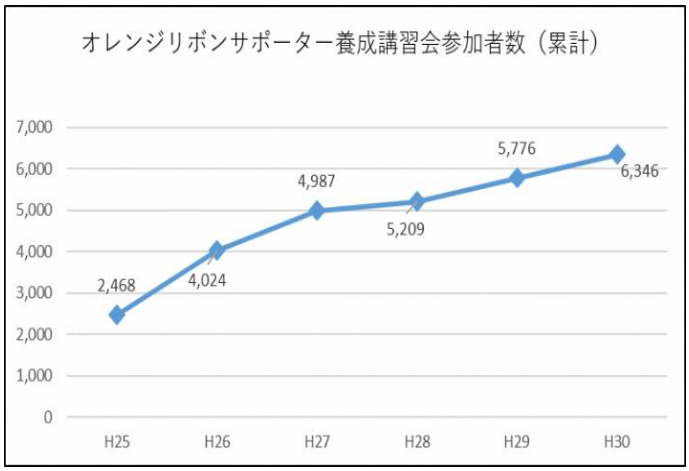
【主な事業・取組】

事業名	事業内容	担当課
私立地域子育て支援センター	地域における拠点施設として、公立及び私立保育所に「地域子育て支援センター」を併設し、子育て全般に関する支援を行う。	子ども支援課
総合子育て支援センター		
公立地域子育て支援センター		
街なか子育て広場	子どもが気軽に集い交流や相談ができる場として、中心市街地に「ひろば」を設置する。	
病児・病後児保育事業（再掲）	小学６年生までの病児または病気の回復期で集団保育が困難な児童を専用の施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労を支援する。	
児童館管理運営経費	児童館の適切な管理運営を行い、自由な遊びの中での集団的・個人的指導を通じ、幼児や児童の創造性や社会性の育成を図る。	
熊本市児童館管理運営経費		
西原児童館管理運営経費		
民間児童館活動事業助成		
城南児童館（熊本市・城南町新市基本計画に基づく城南児童館運営事業）	児童館の適切な管理運営を行い、自由な遊びの中での集団的・個人的指導を通じ、幼児や児童の創造性や社会性の育成を図る。	
子ども文化会館	子ども文化会館は、子どもたちが遊びや学びなどの様々な活動に主体的に参加し、自主性や創造性、豊かな感性、思いやりの心などを養う活動体験支援事業や子育て支援事業を実施する。	

植木健康福祉センター管理運営経費	つどいの広場を実施し、子育て世代の交流の場を提供することで、地域における子育て家庭の支援を行う。	健康福祉政策課
夢もやい館管理運営経費	つどいの広場を実施し、子育て世代の交流の場を提供することで、地域における子育て家庭の支援を行う。	
子どもの未来応援基金事業（再掲）	子どもたちが、健やかに成長できる環境をつくるため、地域の子育て支援活動等に対し助成を行う。	子ども政策課
公民館主催講座開催経費	家庭教育学級や子育てサロンを開催する。	生涯学習課
オレンジリボンサポーター養成講習会（再掲）	児童虐待のない社会を目指し、子どもと子育てをする人たちが尊重され、安心し暮らせるまちづくりを実践する市民のための講習会を開催する。	子ども政策課
公立保育所一時預かり事業	公立保育所における一時預かりを行う。	保育幼稚園課
私立保育所等一時預かり事業助成	私立保育所等における一時的な預かりを行う。	
幼稚園型一時預かり事業	認定こども園等園児（１号認定）を対象とした一時預かりを行う。	
利用者支援事業	保育施設への入所斡旋等を行う利用者支援員配置を行う。	



子ども支援課調べ



子ども政策課調べ

施策２　地域団体との連携強化

【現状と課題】

- ◆ 共働き家庭の増加等に伴い、地域の活動に参加する保護者等が減少しており、地域の子育て力の低下やコミュニティの維持が懸念されています。
- ◆ 子育て家庭の負担感や不安感等の課題が各校区で異なるため、校区ごとに課題を把握する必要があります。

【施策の方向性】

- ◆ 子どもや子育て家庭を取り巻く環境づくりという視点から、地域における子育て支援ネットワークの構築が重要となっています。地域コミュニティの更なる活用を図るため、各校区の子育て支援ネットワーク活動等を支援し、連携強化を図ります。
- ◆ 子育て支援ネットワークの会議等を通して、校区ごとの課題を把握し、校区に応じた取り組みを行います。

①　子育て支援団体への助成

子どもの未来応援基金や地域コミュニティづくり支援補助金を通じ、地域の子育て支援活動等に対し助成を行うことで、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを推進します。

②　子育て支援ネットワークの推進

子育て支援ネットワーク研修会やネットワーク会議を通じて情報や課題を共有し、団体の子育て支援活動の活性化を図ります。

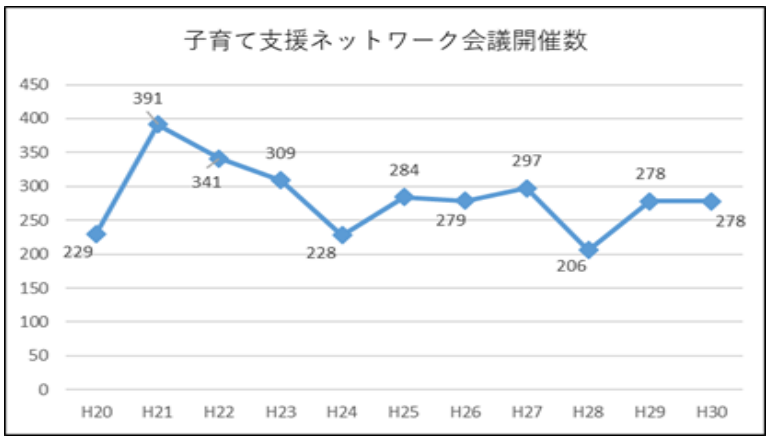
③　結婚・子育て応援サイトの充実

子育てサークル等の掲載内容を充実し、各団体間の連携の推進を行います。

【主な事業・取組】

事業名	事業内容	担当課
子どもの未来応援基金事業（再掲）	子どもの居場所づくりや多世代交流によるコミュニケーション力の向上及び地域とのつながりが図られるよう子ども食堂への支援を行う。	子ども政策課
各区地域コミュニティづくり支援補助金	各区まちづくりビジョンに基づく区の特性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、校区自治協議会等が、主体的かつ継続的に行う様々な分野の地域の身近な課題の解決や、地域自らが創出する自主・自立のコミュニティ事業及びその構築に向けた取り組みに対し、補助金を交付する。	各区役所
妊娠・出産包括支援事業（再掲）	妊娠・出産・子育てに関する悩み等に対して、地域の実情に応じて、子育てに関する相談支援を行うとともに、妊産婦を支える地域の包括体制の構築を行う。	子ども政策課
結婚・子育て応援サイト事業（再掲）	結婚から妊娠・出産・子育てなどのライフステージに応じた情報を提供することにより、安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。	子ども政策課

【関連データ】



子ども政策課調べ

基本方針３　安全・安心の環境づくり

施策１　子どもの安全対策

【現状と課題】

◆ 共働き家庭の増加に伴い、保護者による見守りが困難となっていることから、学校から自宅までの「見守りの空白地帯」が生じています。

【施策の方向性】

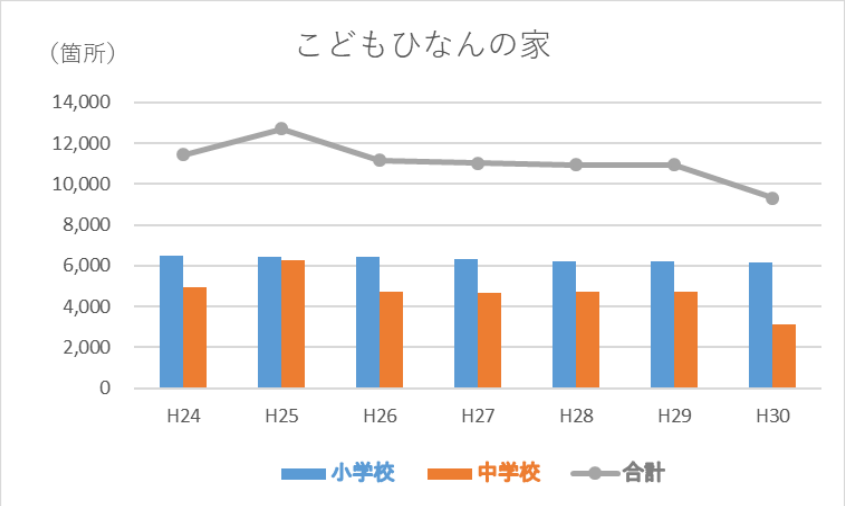
◆ 警察、教育委員会、学校、道路管理者等による通学路合同点検を計画的に実施し、各管理者がその状況に応じた交通安全対策を取るとともに、「子どもひなんの家」についても、個人宅に限らず地域の商店・企業等にも協力依頼を行い、見守り体制の充実を図っていきます。

◆ 高校、中学校に通う生徒、小学校、幼稚園、保育所等に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備を行います。

【主な事業・取組】

事業名	事業内容	担当課
交通安全教育経費	市内の保育園・幼稚園・小学校における交通安全教室や中・高生向けの自転車交通安全教室を行う。	生活安全課
交通指導員経費	年間を通して、交通指導員による街頭指導を行う。	
青少年センター活動	地域や関係機関・団体と連携協力のもと、青少年の健全育成と非行防止を目的として、街頭指導や広報啓発活動などを行う。	青少年教育課
学校安全推進経費	子どもひなんの家のプレート作成等を行う。	健康教育課
交通安全施設整備経費	通学路や未就学児の移動経路などを含む通行者の安全を確保するため、関係機関と連携し、必要な安全対策等を講じる。	道路整備課

【関連データ】



健康教育課調べ

【参考】



出典：厚生労働省 文部科学省 国土交通省 警察庁「関係閣僚会議資料」

施策２　子どもの視点での活動の場づくり

【現状と課題】

◆ 地域の身近な公園は、子どもたちが学校以外の場所で、遊びを通して身体的、精神的、社会的な成長を促し、地域社会との関わりや地域への愛着を育む場所です。

◆ 子どもや子育て家庭が集い、安全に安心して活動することができる場の確保が必要となっています。

【施策の方向性】

◆ 老朽化等により更新時期を迎えた施設・遊具の改修・更新を行い、安全・安心に利用できる公園づくりを進めるとともに、公園の使い方について、地域の意見を聞きながら禁止事項等を緩和するなど柔軟に対応することで、子どもたちや地域にとって、公園がさらに身近で使いやすく、子どもたちにとってなくてはならない場所になるよう取り組んでいきます。

【主な事業・取組】

事業名	事業内容	担当課
安全・安心対策事業	老朽化等により更新時期を迎えた施設・遊具の改修・更新を行い、安全で安心に利用できる公園づくりを進める。	公園課
公園施設長寿命化計画	公園内の施設・遊具の老朽度を調査し、予算の平準化した計画的な更新の計画を作成する。	
子育て支援コーナー	就学前の幼児が遊べるスベリ台等の遊具、砂場及びベンチ等を設置し、専用スペースを確保する。	
公園の魅力向上	制約が多いと思われている公園の禁止事項等を見直すことで、子どもたちや地域にとって、公園がさらに身近で使いやすい空間としていく。	